

## 実施方針及び要求水準書(案)に係る質問・意見及び回答

平成27年4月15日 小田原市回答

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
1	実施方針	○	—	—	1	1(1)オ	場所・面積	場所及び敷地面積が示されておりますが、現斎場及び新斎場の敷地境界線や現況敷地レベルが分かる敷地測量図面を、可能であればCADデータにてご教示下さい。	CADデータ(DXF、DWG、SXF)の提供については、募集要項公表時に示します。
2	実施方針	○	—	—	1	1	特定事業の選定に関する事項	予定価格は公表されますでしょうか？	募集要項公表時に示します。
3							予定価格について	予定価格は募集要項公表時にご提示いただけたらと考えて宜しいでしょうか。	No.2を参照ください。
4	実施方針	○	—	—	1	1(1)エ	指定管理者	「指定管理者」として指定する予定」とございますが、指定時期をご教示願います。	事業契約締結後、施設の供用開始前までに施設の設置条例を制定し、議会の決議を経て指定します。
5	実施方針	○	—	—	2	1(1)キ	利用想定について	施設の位置づけとして、将来的に2市5町以外への広域への利用拡大は想定したほうが良いのでしょうか	現時点では想定していません。
6	実施方針	○	—	—	2	1(1)カ	市内に本支店等を置く企業との連携について	市内に本支店等を置く企業と積極的に連携することで・・・とありますがその取り組みが事業者選定のための評価に影響するかと考えてよろしいでしょうか。	事業者選定のための評価基準については、募集要項公表時に示します。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
7	実施方針	○	—	—	2	1(1)カ	市内に本支店等を置く企業との連携について	市内に本支店等を置く企業と積極的に連携することで・・・とありますが市内に本支店を置く企業の他に営業所などを置く企業も含め積極的な連携を期待されていると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。No.6をご参照ください。
8	実施方針	○	—	—	2	1(1)ク	社会的要請に配慮した施設について	大規模災害発生等の非常時への対応に配慮した施設整備とありますが、周辺住民を対象とした避難施設としての役割を担う必要はございますか？	避難施設としての整備は想定していません。事業者の提案に委ねます。
9	実施方針	○			2	1(1)ク	景観計画	「市の景観計画の丘陵地における景観形成の方針」とは具体的にどのようなものでしょうか。	「小田原市景観計画」p.17第2章第1節「景観形成の方針②丘陵地」をご参照ください。
10	実施方針	○	—	—	2	1(1)カ	事業の経緯	小田原市を中心とした2市5町の市民が利用し、市民の税金から負担される施設という観点から「期待」とは、具体的にはどういった事を意味しているのでしょうか？、ご教示ください 例1:地元企業の参加率における評価があるのか？ 例2:構成員に地元企業が参入していることが望ましい…と言う解釈なのか？	No.6をご参照ください。
11	実施方針	○	—	—	3	1(1)コ	事業の範囲について	仮設待合室等設置業務について、今後、詳細の要求水準を開示する予定はありますでしょうか。ない場合は当事業を遂行するに十分な既設待合室同等の仮設待合室を事業者が提案し設置するものと考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	仮設待合室等設置業務について、要求水準書を詳細化する予定はありません。仮設待合室等に関しては、事業者の提案に委ねます。詳細は、要求水準書案第2 13をご参照ください。
12	実施方針	○	—	—	3	1(1)ク	地域の火葬風習について	現斎場での直葬(火葬のみで葬儀等を行わない)の割合は、全体のどれ位であるか、ご教示下さい。	現斎場での直葬(火葬のみで葬儀等を行わない)の割合は、全体の5～6%程度です。
13	実施方針	○	—	—	3	1(1)ケ	事業内容について	②施設の内容について、仮設駐車場の整備は必須でしょうか。	現斎場と同程度の台数が確保されることを条件に、仮設駐車場の設置は必須ではありません。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
14	実施方針	○	—	—	4	1(1)コ⑥	現斎場の解体及び撤去業務	建物の基礎を含め現斎場に関わる施設の図面を全てご教示下さい。その他、浄化槽やオイルタンクなど地中埋設物があればその情報をご教示下さい。	現斎場に関わる施設図面を募集要項公表時に示します。 浄化槽は175人槽です。 オイルタンクは、直埋設、鋼製タンク、横置円筒型、タンク内径1,500mm、胴長2,200mm、鏡出320mm、容量4,000lです。 オイルタンクの簡易図については、募集要項公表時に示します。
15	実施方針	○			4	1(1)コ	SPC登記	SPC設立後の法人登記は、現斎場住所を登記上の本店とすることは可能でしょうか。	SPC設立後の法人登記は、現斎場住所を登記上の本店とすることは可能です。
16	実施方針	○			4	1・(1)・コ・⑤	売店(自動販売機)運営事業について	市内業者への民業圧迫とならないよう、売店運営事業は会葬者へのサービス低減とならない範囲で再考すべきと考えます。 既存のサービス水準は市内葬祭業者でも十分対応可能と考えられますので、売店運営事業は本事業の範囲外としていただけないでしょうか？	原文のとおりとします。
17	実施方針	○			5	1(1)シ	施設整備機関について	設計業務の開始時期が平成27年12月となっておりますが、議会議決や事業契約締結等のスケジュールを考慮すると、実際に設計業務が開始できるのは平成28年1月からになると思われます。 その上、既設斎場を運営しながらの施設整備である事等、安全面への配慮からも平成29年12月に建物を一部竣工し、平成30年4月に供用開始とする期間設定はあまりにも短いと考えます。 よって供用開始時期はもう少し(最低でも6か月以上)先延ばしするべきと考えます。	整備期間については、ご指摘を踏まえ、設計期間、施工期間の変更を検討します。 詳細は、募集要項公表時に示します。
18	実施方針	○			5	1(1)シ	スケジュールについて	運営・維持管理期間を短くしていただけないでしょうか。近年、物価変動が大変激しく20年間の運営費・維持管理費を正確に見積もって入札額に反映するのが非常に難しくなっています。長期に渡って安定した事業運営を進める上でも予見可能な範囲に運営維持管理期間を短縮し、適切な金額で実施すべきと考えます。よって運営・維持期間を15年程度に変更されては如何でしょうか。	運営・維持管理期間については、ご指摘を踏まえ、期間の変更を検討します。 詳細は、募集要項公表時に示します。
19	実施方針	○	—	—	5	1(1)シ	事業の期間及びサービス対価の支払について	施設等の設計、建設の期間が約2年となっておりますが、実施方針、要求水準書案に示される要件を2年で行うことは不可能と思われます。小田原市当局、関連所管との十分な協議を行いながら設計業務を進めるためには最低でも、基本設計4か月、開発指導要綱等に基づく協議、関連所管協議他に3か月、実施設計4か月、確認申請(事前協議を含む)3か月、計14か月が必要です。解体、造成、本体建物の建設にも相当の期間が必要と思われます。事業期間の変更は可能でしょうか。ご教示下さい。	No.17をご参照ください。
20	実施方針	○	—	—	5	1(1)シ	事業の期間及びサービス対価の支払について	実施設計の小田原市承認前、もしくは本体建物の確認申請確認前に仮設待合室の設営、造成、既存待合棟の解体を開始することは可能と考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	運営上影響が出ない前提で可能です。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
21	実施方針	○			5	1(1)シ	スケジュールについて	狭い敷地内で既存火葬場利用者の安全確保に配慮しながら施設整備を行うには施設整備期間が不足していると思います。よって少なくとも6ヶ月以上は設計建設期間を延長すべきと考えます。	No.17をご参照ください。
22	実施方針	○	—	—	5	1(1)シ	事業期間及びサービス対価の支払	平成27年12月の事業契約締結から平成29年12月の施設等の所有権移転(新斎場竣工)まで、いわゆる新斎場の設計・建設期間が約2年間(24ヶ月)の非常に厳しいスケジュールとなっています。設計期間における貴市の段階的な承認、造成工事着手前の開発協議、既存斎場を供用しながらの施工等を考慮し、事業契約締結から新斎場供用開始まで併せて32ヶ月程度を要すると想定しています。必要な事業期間の確保をお願いします。	No.17をご参照ください。
23	実施方針	○	—	—	5	1(1)シ	工期について	示されている設計・建設のスケジュールでは、火葬炉設備の現場工事が非常にタイトになることが予想されるため、工期延長を頂けないでしょうか。	No.17をご参照ください。
24	実施方針	○	—	—	5	1(1)シ	施設等の設計、建設の期間について	平成27年12月の事業契約締結後から、平成30年12月までが施設等の設計、建設の期間、さらに施設等の供用開始が平成30年4月とされていますが、現斎場の敷地特性や適正な品質確保の観点から、設計、建設業務期間が非常に短いかと推察されます。適正な期間に見直しをしていただけないでしょうか。	No.17を参照ください。
25	実施方針	○	—	—	5	1(1)シ	施設等の運営・維持管理期間について	施設等の運営・維持管理期間が、21年間とされていますが、その事業期間を、他のPFI事業の事例でも一般的と考えられる15年程度としていただけないでしょうか。	No.18をご参照ください。
26	実施方針	○	—	—	5	1(1)シ	事業期間について	平成29年12月に、所有権移転とのスケジュールとなっています。またご公表頂いていますモデル計画を拝見すると段階的建設を検討されているようです。一部の建物(部分)を二期工事とし、平成29年12月以降に建設することも可能と考えて宜しいでしょうか。【質問】	No.17をご参照ください。
27	実施方針	○	—	—	5	1(1)シ	事業期間について	平成29年12月には、所有権移転とのスケジュールとなっていますが、その後3カ月の開業準備期間が見込まれています。3カ月を見込まれた根拠があればお示しください。【質問】	No.17を参照ください。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
28	実施方針	○	—	—	5	1(2)シ	事業期間について	運営も含めSPC側が担うため、業務間の工夫次第で平成30年5月に開業が可能であれば、其れ以前の所有権移転等スケジュールは柔軟に提案可能と考えて良いでしょうか。 【意見】	No.17をご参照ください。
29	実施方針	○			5	1(1)シ	施設等の運営・維持管理について	運営維持管理期間を短縮すべきと考えます。 施設利用者数や施設利用状況は時代の流れに沿って少しずつ変わっていくものと思われますので、長期の運営維持管理期間の設定で運営内容が20年間固定されるのは本事業にとってあまり良いとは思えません。 ある程度経過した後見直しを行い、その時の状況に適切した内容で適切な運営維持管理を実施する事も検討しては如何でしょうか。 運営維持管理期間は、最大でも15年間程度が適切ではないかと考えます。	No.18をご参照ください。
30	実施方針	○	—	—	5	1(1)シ	事業期間及びサービス対価の支払	施設等の運営・維持管理の期間は21年と予定されていますが、期間の短縮、例えば15年等のご検討をお願いできないでしょうか？	No.18をご参照ください。
31	実施方針	○	—	—	5	1(1)シ	施設の供用開始時期の延期について(意見)	設計・建設期間は平成28年1月から平成29年12月までの2年間となっていますが、設計だけでも1年以上の期間が見込まれ、建設にも1年半程度の工期は最低でも必要と思料します。したがって、施設等(駐車場及び外構等の一部を除く)の所有権移転時期、すなわち同施設の供用開始時期(平成30年4月)を最低でも6ヵ月程度延期していただくことを希望します。	No.17をご参照ください。
32	実施方針	○	—	—	5	1(1)シ	事業期間の短縮について(意見)	施設等の運営・維持管理は、平成30年4月から平成51年3月までの21年間となっています。この場合、大規模修繕が本PFI事業に含まれることとなり、将来の価格変動リスクを見込んだ修繕コストを提案価格に反映する必要があります。また、当該費用が施設整備費として均等に支払われる場合には、修繕費が発生しない年に課税される可能性が高くなります。これらは結果的にVFMを低下させる要因となりますので、事業期間は大規模修繕が生じない期間、例えば15年間程度に短縮していただくことを希望します。	No.18をご参照ください。
33	実施方針	○	—	—	5	1(1)シ	施設等の設計、建設期間について	既存の斎場を運営しながらの工事となるため、限られた敷地の中で多種工事の時間・場所の制約が多く、多くの時間を要するものと推測しております。このため、公表されている施設整備業務期間を延長して頂きたいと考えております。	No.17を参照ください。
34	実施方針	○			5	1(1)シ	事業開始(設計開始)	事業開始(設計開始)は、議会承認、契約後速やかに、と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
35	実施方針	○	—	—	5	1(1)シ	建設工事期間	平成27年12月の「事業契約締結」から平成29年12月の「(平成30年4月供用開始分の)所有権移転」までの24ヶ月間において、設計業務、造成工事、及び新築工事まで完了することは最近の労務事情から鑑みても非常に困難であることが予想されます。「工期遅延リスク」がSPC側にあることから、ご指定の工期では応募の判断が非常に困難です。所定工期の延伸(6ヶ月程度)をお願い申し上げます。	No.17をご参照ください。
36	実施方針	○	—	—	5	1(1)シ	サービス対価の支払い	サービス対価の支払い時期については、建設工事費も多額、かつ工事期間も長期に亘る為、建設期間中においても前払金、部分払金等、一時金の支払いをご考慮願います。それに伴いプロジェクトファイナンスで調達する資金の金利支払の減、については提案事業費の減にも繋がると考えます。	具体的なサービス対価の支払い方法及び支払い時期に関しては、募集要項公表時に示します。
37	実施方針	○	—	—	5	1(1)シ	サービス対価の支払い	サービス対価の建設期間中における支払いが可能な場合、平成29年12月までに完成、引渡し予定の新斎場完成時に、出来高に見合った部分払いをご予定いただきたく宜しくお願いいたします。	No.36をご参照ください。
38	実施方針	○			5	1・(1)・シ	事業期間及びサービス対価の支払 施設等の設計、建設期間について	施設等の設計、建設が平成27年12月～平成30年12月となっています。実際は事業契約締結後、表1の通り平成28年1月からの開始から平成30年12月末までの2年(24ヶ月)になると思われれます。 既存火葬棟を運用しながら会葬者の安全にも配慮した施設整備を行うには、最低でも共用開始時期を半年以上は延期していただきたいと考えます。 また、新斎場以外の残工事分も同様に延期していただきたいと考えます。	No.17をご参照ください。
39	実施方針	○			5	1(1)シ	事業期間及びサービス対価の支払 施設等の運営準備期間について	施設等の運営準備が平成30年1月から3月までの3ヶ月間となっています。 新火葬棟の運営準備期間については事業者の提案とし、仮に短縮できる場合は短縮した期間を建設期間に充てる等事業者の裁量に委ねていただきたいと考えます。	No.17をご参照ください。
40	実施方針	○			5	1(1)シ	事業期間及びサービス対価の支払 運営維持管理期間について	「施設等の運営・維持管理」の期間が20年間 となっていますが、事業者にとって入札時に20年間の運営・維持管理費をあらかじめ想定して正確に見積もるのは大変困難な作業です。 よって将来、赤字に陥らないよう、各事業者とも積算については安全側で(コストUPの方向で)見積もる事が十分想定されます。 従いまして結果的には、「実施方針」において設定された長期の運営維持管理期間は貴市にとってデメリットになると思われれます。 通常、建物等は供用開始から約15年程度経過してから様々な修繕費関係が嵩んでくる事が一般的であることから運営維持管理期間は15年間に変更されては如何でしょうか。 昨今の物価変動状況等を考慮しても、5年程度の短縮はご検討に値するものと考えます。	No.18をご参照ください。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
41	実施方針	○	—	—	5	1(1)シ	事業期間及びサービス対価の支払い	募集要項が公表されてから企業の参加表明までの期間が、短くないか？ 加えて、「募集要項等」とあるが、募集要項以外に公表される物があるのか？ご教示ください	募集要項公表時に示します。 募集要項以外に、要求水準書、基本協定書案、事業契約書案、様式集等が公表される予定です。
42	実施方針	○			5	1(1)シ	施設等の設計、建設について	計画地を有効利用する為、平坦な敷地を確保する造成工事を想定しております。安全確保のための通路、仮設待合室や工事ヤード等を工程毎に切り替えながらの作業が想定され、通常より長期の施設整備期間が必要であると思われます。 現在の計画より6か月以上供用開始を先延ばして頂けませんでしょうか。	No.17をご参照ください。
43	実施方針	○	—	—	6	1(1)ス	都市計画法について	本斎場は都市計画施設であるため、第29条の開発許可は不要ですが、公共施設管理者等との協議は必要と考えてよろしいでしょうか。	必要です。
44	実施方針	○			6	1(1)ス	都市計画法について	上記、公共施設管理者との協議の結果はどのような形で担保されますでしょうか。(ex.同意書、協定書etc.)	協議により、必要な場合には同意書等を整備することになります。
45	実施方針	○			6	1(1)ス	事業に必要とされる関連法令等	墓地、埋葬等に関する法律、都市計画法、神奈川県土砂の適当処理に関する条例 神奈川県土地利用調整条例、小田原市土砂等による土地の埋立て等に関する条例は協議対象あるいは協議締結対象に該当するのでしょうか。	県や市等の関係機関と施工前に調整してください。
46	実施方針	○	—	—	7	1(1)ス	事業に必要とされる関連法令等について	当施設は都市計画法上の都市施設であり、造成等の事業は開発行為の対象とはならないと考えてよろしいでしょうか。また、当事業は設計に際し開発指導要綱等に準じて協議を行うと考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	ご理解のとおりです。
47	実施方針	○	—	—	7	1(1)ス	事業に必要とされる関連法令等について	当施設は都市計画法上の都市施設であり、造成等の事業は開発行為の対象とはならないと考えてよろしいでしょうか。また、当事業は建設に際し制限解除に関する協議を必要としないと考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
48	実施方針	○	—	—	7	1(1)ス	小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例について	小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例に規定される再生可能エネルギー事業の要件を満たした場合、SPCとして奨励金の交付を受けることは可能でしょうか。	可能です。
49	実施方針	○	—	—	7	1(1)ス	都市計画法29条等に基づく許可に係る形態制限について	規制内容の疑義等について事前協議をする場合、計画に大きな影響がある内容であり、募集期間が5月の募集要項等公表、7月の提出とタイトなため、十分な事前協議期間がとれないことが危惧されます。担当課から協議回答を留保された場合等対応が間に合わないことも予測されます。 また、提案競技であるため各社の案に対しての情報管理や公平な回答が求められると考えます。 以下のいずれかの対応をとって頂けないでしょうか。 1)公表されている資料(庁内にて事前協議資料などがあれば追加公表)をもとに提案とし、特定後の協議による変更について「別添資料2 リスク分担表」では「市の責めに期すべき事由による」ものとして扱う。 2)協議関係部署にて本件担当を特定頂くなど、必要な対処をして頂く。【意見】	提案提出期限までに市の回答が間に合わなかった場合、該当箇所はその旨を明記下さい。提案書の採択後の協議事項とします。
50	実施方針	○	—	—	7	1(1)ス	小田原市火災予防条例、他について	燃料等危険物、他消防事前協議をする場合、募集期間が5月の募集要項等公表、7月の提出とタイトなため、十分な事前協議期間がとれないことが危惧されます。担当課から協議回答を留保された場合等対応が間に合わないことも予測されます。 また、提案競技であるため各社の案に対しての情報管理や公平な回答が求められると考えます。 以下のいずれかの対応をとって頂けないでしょうか。 1)公表されている資料(庁内にて事前協議資料などがあれば追加公表)をもとに提案とし、特定後の協議による変更について「別添資料2 リスク分担表」では「市の責めに期すべき事由による」ものとして扱う。 2)協議関係部署にて本件担当を特定頂くなど、必要な対処をして頂く。【意見】	No.49をご参照ください。
51	実施方針	○			7	1(1)ス	「小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例」について	第3条第3号のただし書きによって、本建物は法第29条第1項第3号に掲げる建築物に該当するため、本条例は適用されませんが、本条例の内容に則して、関係各課との協議は必要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
52	実施方針	○			7	1(1)ス	「小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例」について	上記、関係各課との協議の結果はどのような形で担保されますでしょうか。(ex.同意書、協定書etc.)	No.44をご参照ください。



No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
53	実施方針	○			7	1(1)ス	「小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例」について	本条例が適用されないとしても、本条例に定める基準に則り計画を進めなければならないと考えてよろしいでしょうか。	原則として本条例に則り計画して下さい。
54	実施方針	○			7	1(1)ス	市条例道路の整備基準について	小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例第24条第1項第1号エによって、開発区域は幅員6m以上の道路に接していなければならないとありますが、現斎場の接続道路(市道2438)は幅員6m以上ございますでしょうか。	小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例第3条に該当するため適用外となりますが、原則として、民間開発の水準を維持した計画としてください。なお、斎場での接道幅は4.2m～4.5m、市道2438の幅員は4.9m～6.1mです。
55	実施方針	○			7	1(1)ス	接続道路の幅員に関する取り扱い	「要求水準書」8ページに「道路の拡幅は前提としない。」との記載がありますが、道路幅員が6mなかった場合、そのことに対して第三者から説明を求められた時、対応はSPCではなく市が行うと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	実施方針	○			7	1(1)ス	広域農道について	広域農道を建築基準法の道路とする予定はございますでしょうか。	現在予定はありませんが、提案内容によって建築基準法上の道路とすることも可能です。
57	実施方針	○			7	1(1)ス	小田原市建築基準条例による接道について	第7条により接道長が6m以上必要となりますが、本敷地は1項3号道路に6m以上接しているでしょうか。	No.54をご参照ください。
58	実施方針	○			7	1(1)ス	小田原市建築基準条例による道路幅員について	第46条により、延床面積300㎡以上の付属自動車車庫の敷地は幅員6m未満の道路に面して設けることはできませんが、現斎場の接続道路(市道2438)の幅員は6m以上ございますでしょうか。	No.54をご参照ください。
59	実施方針	○	—	—	8	1(2)イ	選定手順について	選定基準の細目、採点割合を要求水準書で公開される予定はありますでしょうか。ご教示下さい。	募集要項公表時に示します。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
60	実施方針	○	—	—	8	1(2)イ	事業者選定基準の公表について(意見)	事業者選定基準につきましては、できるだけ早い段階で公表していただくことを希望します。	No.59をご参照ください。
61	実施方針		—	—	9	2(2)	募集及び選定スケジュールについて	5月募集要項等の公表後、応募者からの参加表明までの間に、募集要項とに関する質問の受付・回答は行われたいという理解でよろしいですか。	募集要項に関する質問の受付・回答は参加表明の前に実施することを予定しています。詳細の実施時期は募集要項公表時に示します。
62	実施方針		—	—	9	2(2)	募集及び選定スケジュールについて	募集要項の公表の時点と応募者からの参加表明の間に第1回目質問受付・回答を設けていただけると幸いです。	No.61をご参照ください。
63	実施方針		—	—	9	2(3)ア	応募者の構成員及び協力企業について	1(1)コ事業の範囲に示された選定事業者の事業の範囲以外に、SPCの運営管理を行う業務及び金融機関との調整を行う業務等をSPCから直接受託する法人がSPCに出資を行う場合は、当該法人は「構成員」という理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
64	実施方針	○	—	—	9	2(2)	募集及び選定スケジュール(予定)について	募集要項等の公表、説明会において要求水準書が示されると考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	ご理解のとおりです。
65	実施方針	○	—	—	9	2(2)	募集及び選定スケジュール(予定)について	募集要項等の公表、説明会から事業提案書の提出までの期間が約2~3か月となっております。当該期間でPFI事業の提案書を提出することは不可能です。最低でも要求水準書の開示から5か月程度が必要かと思われます。事業選定スケジュールの変更は可能でしょうか。ご教示下さい。	募集要項公表時に示します。
66	実施方針	○	—	—	9	2(2)	募集及び選定スケジュール(予定)	募集要項の公表が5月となっておりますが、タイトな提案書作成スケジュールとなっているため、極力早い段階での公表をお願いします。また作業予定を立てるためにも公表日の特定をお願いします。	No.65をご参照ください。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
67	実施方針	○	-	-	9	2(2)	募集及び選定スケジュール(予定)について	募集及び選定スケジュール(予定)において、実施方針の公表から事業提案書の提出までのスケジュールが短いと思われるかもしれませんが、見直していただけないでしょうか。	No.65をご参照ください。
68	実施方針	○	-	-	9	2(2)	募集及び選定スケジュール(予定)	募集要項等の公表から事業提案書の提出までの期間が非常に短くなっており、民間企業のノウハウを最大限発揮し、貴市にとってもより望ましい提案ができるよう、事業提案書の提出時期を遅らせることをご検討頂けますでしょうか。	No.65をご参照ください。
69	実施方針	○	-	-	9	2(2)	募集及び選定スケジュール(予定)	募集要項等の公表から事業提案書の提出までの期間が非常に短いことから、募集要項等の各種資料は案の段階でも結構ですので可能な限り早期に提示して頂けますでしょうか。	No.65を参照ください。
70	実施方針	○			9	2	応募者の参加資格要件	備品等整備業務を協力企業とした参加予定していますが、参加資格要件は「平成27・28年度小田原市競争入札参加資格者名簿(物販)」で登録されていればよいですか	構成員及び協力企業は平成27年・28年度小田原市競争入札参加資格名簿に登録してください。登録する際には納入を予定している備品等に該当する営業種目及び細目で登録してください。それ以外の企業は市と協議してください。
71	実施方針	○	-	-	9	2(2)	選定スケジュールについて	募集期間が5月募集要項等公表、7月の提出とタイトなため、プレゼンテーションや事業費の見積等期間を考慮すると、提案の検討期間が非常に厳しいと感じます。可能な限り提案募集の期間を延ばして頂く、また5月の募集開始を待たずに、提案様式集(案)や追加の資料(例えば既存施設の現況図など)を公表頂けないでしょうか。【意見】	No.65をご参照ください。
72	実施方針	○	-	-	9	2(2)	募集及び選定スケジュール(予定)	公募に関するスケジュール(特に公募から提案書の提出までが非常に短期間。更に募集要項に対する質問回答の前に参加表明受付や、質問回答後1ヶ月程度の事業提案では、良い提案が困難である)に関して、12月議会承認であれば、12月初旬に基本協定締結とし、優先交渉権者決定を11月上旬から中旬として、提案書提出までの期間を1ヶ月~2ヶ月延期をご検討をお願いできますでしょうか？	No.65をご参照ください。
73	実施方針	○	-	-	9	2(2)	募集要項等の公表から事業提案書の提出までの期間の延長について(意見)	表2によれば、特定事業の選定並びに募集要項等の公表(平成27年5月)から事業提案書の提出(同年7月)まで、2ヵ月間しかありません。本事業は、現状の敷地のなかで既存施設を供用しながら建替える複雑な工事で、慎重な検討が求められます。そのための期間として2ヵ月間はあまりにも短いと思料しますので、最低でもその2倍程度まで、同期間を延長していただくことを希望します。	No.65をご参照ください。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
74	実施方針	○	—	—	9	2(2)	予定価格の公表時期について	スケジュールにおいて、募集要項等の公表が平成27年5月、債務負担行為の議決が平成27年6月となっておりますが、予定価格はいつの段階で公表されるのでしょうか。	No.2をご参照ください。
75	実施方針	○	—	—	9	2(2)	競争的対話の実施について	事業提案書の提出に先立ち、競争的対話を実施される予定はあるのでしょうか。	競争的対話を実施する予定です。詳細の実施時期は募集要項公表時に示します。
76	実施方針	○	—	—	9	2(3)ア	SPCの条件について	SPCの設立に関する条件(代表企業や構成員の出資比率等)がございましたらご教示願います。	募集要項公表時に示します。
77	実施方針	○			9	2(2)	予定価格	予定価格(上限価格)は、募集要項等の公表時に提示されるご予定でしょうか。	No.2をご参照ください。
78	実施方針	○			9	2(2)	現地説明会	平成27年5月にも「現地説明会」開催と記載されておりますが、再度開催のご予定があると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
79	実施方針	○	—	—	9	2(2)	事業提案書作成期間	「募集及び選定スケジュール」を拝見しますと、5月の「募集要項等の公表」から7月の「事業提案書の提出」まで最大でも約3ヶ月しか提案書作成期間がございません。貴市のご期待に応えるべく、高品質な提案書かつ低廉な価格を検討、ご提出することを目的とし、貴市のご事情が許す限りの「提案書作成期間」を設定いただきたく、お願い申し上げます。	No.65をご参照ください。
80	実施方針	○			9	2・(2)	募集及び選定スケジュールについて	平成27年5月の募集要項の公表、説明会から6月の質問の受付・回答、その後7月の事業提案書の提出となっておりますが、あまりにも短期間であります。少しでも早い募集要項の公表を望むとともに、提案書提出時期は少しでも遅くしていただきたいと考えます。	No.65をご参照ください。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
81	実施方針	○			9	2・(3)・ア	SPCへの出資について	実施方針・要求水準書(案)に定める業務以外の業務を受託する企業がSPCに出資し事業に参画した場合、「構成員」と呼ばれますか、「その他企業」と呼ばれますか。具体的にはSPCのマネジメント、FA業務を想定しています。	No.63をご参照ください。
82	実施方針		-	-	10	2(3)ウ③	平成27・28年度小田原市競争参加資格者名簿に当該案件に係る登録について	SPCの運営管理を行う業務及び金融機関との調整を行う業務等をSPCから直接受託する法人が、平成27・28年度小田原市競争参加資格者名簿に登録すべき営業種目はどれに該当いたしますか。(例えば営業種目565「その他の業務請負等委託」等)。	営業種目565「その他の業務請負等委託」細目99「その他」に該当します。
83	実施方針	○	-	-	10	2(3)ウ	応募者の制限について	平成27・28年度小田原市競争入札参加資格者名簿の当該案件に係る登録について、応募者の構成企業・事業者ごとに必要となる認定種目の業種区分についてご教示下さい。	No.70をご参照ください。
84	実施方針	○	-	-	10	2(3)イ	応募者の構成	①から⑧に示される企業以外に、SPCの管理等を行う企業が構成員又は協力企業として参画することは可能という理解でよろしいでしょうか。	No.63をご参照ください。
85	実施方針	○	-	-	10	(3)応募者の参加資格要件	ウ応募者の制限について	ウ応募者の制限③平成27・28年度の入札参加資格者名簿に当該案件に係る登録していない者。について、イの④「火葬炉企業」に該当する者は、「機械器具設置工事」に登録されていればよろしいでしょうか。	No.70をご参照ください。
86	実施方針	○	-	-	10	2(3)イ	設計企業と工事監理企業の兼務について	応募者の構成において、設計企業と工事監理企業の兼務は可能との理解でよろしいでしょうか。	設計企業と工事監理企業の兼務は可とします。募集要項に示す提出書類等に必要事項を明記してください。
87	実施方針	○			10	2(3)	応募者の参加資格要件	応募者の構成および応募者の参加資格要件を満たすグループで、マネジメント企業の参加は認められますでしょうか。また、参加が認められる場合、10頁ウ応募者の制限(すべての業務に共通)に該当していなければ良いとの解釈から、参加資格要件として平成27年・28年度小田原市競争入札参加資格者名簿に登録することにより満たされるとの解釈でよろしいでしょうか。	No.82をご参照ください。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
88	実施方針	○			10	2(3)イ	構成員参加条件の有無	応募者「設計企業」から「解体企業」まで、出資を要する「構成員」での参加を義務付けする業務は想定されていないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、代表企業からの出資は必須となります。No.76をご参照ください。
89	実施方針	○			10	2(3)イ	代表構成員	代表構成員の、出資比率への要件は特に想定されていないと考えてよろしいでしょうか。	No.76をご参照ください。
90	実施方針	○			10	2(3)イ	構成員及び協力企業	構成員及び協力企業に、SPCの財務・経理業務や事業全体のマネージメントのみを行う企業を含めることは可能でしょうか。	No.63をご参照ください。
91	実施方針	○			10	2(3)ウ	指名停止処分	⑯の期間(参加資格確認後、契約締結までの期間)において、貴市の指名停止処分を受けた場合、参加資格を有さないものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
92	実施方針	○			10	2(3)ウ	参加資格の保持	代表企業が「応募者の制限」に該当した場合でも、代表企業の代替企業を補充するか、もしくはグループ内の他の構成員が代表企業に就くことにより、当グループの参加資格は保持されるものと考えてよろしいでしょうか。	代表企業の代替は認められません。
93	実施方針	○			10	2(3)ウ	参加資格の保持	構成員及び協力企業が「応募者の制限」に該当した場合、当企業の代替企業を補充することにより、当グループの参加資格は保持されるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。また、代表企業については、No.92をご参照ください。
94	実施方針	○	—	—	10	2(3)イ⑧	応募者の構成のうち兼ねることの禁止について	応募時に施工企業と工事監理企業を兼ねることが禁止されるのは当然ですが、これが事業期間全てに及ぶとすれば、応募時には見込まれていない企業統合があった際に違反してしまうので、目的建物の引渡以降1年以内は禁止するなどの、期間制限を設けて頂けないでしょうか。	施設等の引渡以降の企業統合であれば違反になりません。また、引渡前に統合が行われる場合は、市との協議事項とします。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
95	実施方針	○			10	2・(3)・イ	火葬業務について	⑤、⑥において『火葬炉運転業務及び火葬業務』とありますが、火葬業務の具体的な内容が不明です。P.3事業の範囲で示された運営業務の中で何が火葬業務に該当するか、業務範囲をご教示ください。	募集要項公表時に示します。
96	実施方針	○			11	2(3)エ	設計企業(土木・建築)	設計業務のうち、「土木設計」と「建築設計」を別の設計企業に担当させる場合、「土木設計」を担当する企業は、「建築設計」でいう「一級建築士事務所の登録」と同等の資格を有するもの、例えば「建設コンサルタント登録」を有していればよいと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
97	実施方針	○			11	2(3)エ	施工企業と火葬炉企業	施工企業と火葬炉企業がJVを組成するか、あるいはJVを組成せずSPCから分離発注とするかは、応募者の判断に委ねられると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
98	実施方針	○	—	—	12	2(3)ク	その他の参加不適合者について	②審査委員会の委員本人、委員が属する企業は募集要項等の公表、説明会において開示されると考えてよろしいでしょうか。開示がない場合、資本関係又は人的関係の有無が判断できません。ご教示下さい。	ご理解のとおりです。
99	実施方針	○	—	—	12	2(3)ク	その他の参加不適合者	構成員及び協力企業に含まない企業として、株式会社日本総合研究所等の企業名を挙げられておりますが、これまで本事業の計画策定・導入可能性調査等には複数のコンサルタント企業等が関与しており、それら企業が特定のグループに属することを許容することは、公平な競争を阻害するものと思慮しますが、いかがでしょうか。	平成25年度以降に本事業の計画策定等に参画した企業は参加不適合者とします。
100	実施方針	○	—	—	12	2(3)ク①	その他の参加不適合者の支配関係について	応募時には構成員も協力企業も掲げてある企業と協力事務所とは人的、資金的に関係のない場合であっても、事業期間中に企業統合によってそういう関係が生じてしまうことがありうると考えるので、この項目についても期間制限を設けて頂けないでしょうか。	市とSPCの事業契約締結以降に、2(3)クに示す不適合者要件について問われることはありません。
101	実施方針	○	—	—	12	2(3)ク②	審査委員会の委員との関係	審査委員等との人的、資金的関係についての制限についても、将来的に発生する身分関係や雇用関係もありうるので、審査終了後の期間制限を設けて頂けないでしょうか。	No.100をご参照ください。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
102	実施方針	○	—	—	13	2(4)イ	事業者選定基準を定めるにあたっての指標について	選定基準の細目、採点割合を要求水準書で公開される予定はありますでしょうか。ご教示下さい。	No.59をご参照ください。
103	実施方針	○	—	—	13	2(4)ウ	審査及び選定手順に関する事項について	選定基準の細目、採点割合を要求水準書で公開される予定はありますでしょうか。ご教示下さい。	No.59をご参照ください。
104	実施方針	○	—	—	13	2(4)ウ	審査及び選定手順に関する事項について	定量的評価、定性的評価とは採点化し評価すると考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	No.59をご参照ください。
105	実施方針	○	—	—	13	2(4)ウ	審査及び選定手順に関する事項	審査及び選定手順に関する事項 ②提案審査において、審査基準及び配分を貴市はどのようにお考えでしょうか。	No.59をご参照ください。
106	実施方針		—	—	13	2(4)ウ	審査及び選定手順に関する事項	審査の評価に関して採点基準表は5月の募集要項等の公表時に提示をされるのでしょうか。ご教示ください。	No.59をご参照ください。
107	実施方針	○	—	—	14	2(5)ア	提案書類の著作権	審査結果の公表以外には使用しない とありますが、提案書類に記載した内容をそのまま公表することはないものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。公表する場合は、市との協議事項とします。
108	実施方針	○	—	—	14	2(5)ア	著作権の帰属	選定事業者以外の応募者の提案の中に、市が採用したい提案があった場合であっても、それを採用できないことになるので、その使用料は別に定めるとして、応募者の提出書類の著作権は全て市に帰属することにしたほうがいいのかどうか。	原文のとおりとします



No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
109	実施方針	○	—	—	15	3(2)	上限価格について	本事業の総事業費の上限価格は公表される予定でしょうか。	No.2をご参照ください。
110	実施方針	○	—	—	15	3(2)	上限価格について	本事業の総事業費の上限価格を公表される場合には、施設等整備費・運営及び維持管理費用・仮設駐車場の整備費用・現斎場の解体及び撤去費用の個別に公表される予定はありますか？	総額の公表のみを予定しています。上限価格内に提案価格が収まるよう個別費目については、事業者の提案に委ねます。
111	実施方針	○	—	—	15	3(2)ア	サービス対価の支払い	「施設等の整備に要する費用は、市が支払う。」とありますが、提案費用の内、お支払いいただける金額とお支払いいただける時期をご教示下さい。	No.36をご参照ください。
112	実施方針	○	—	—	15	3(2)イ	サービス対価の支払い	「変動費相当額は…斎場の火葬件数に応じて支払うものとする。」とありますが、火葬件数1件あたりの費用に利用件数(火葬件数)を乗じて支払うという理解でよろしいでしょうか。	変動費相当額は、火葬件数に連動して段階的に変動することを想定しています。詳細は、募集要項公表時に示します。
113	実施方針	○	—	—	15	3(2)ア	施設等の整備に要する費用	平成29年12月の所有権移転時期及び平成30年12月の駐車場及び外構等の一部の所有権移転時期での一時金の支払いは想定していますでしょうか。想定している場合、整備費に占める一時金の割合等をお示しください。	No.37をご参照ください。
114	実施方針	○	—	—	15	3(2)イ	施設等の運営及び維持管理に要する費用	固定費相当額の対象とならない運営業務の一部が列挙されていますが、これら業務についても、火葬件数によらず固定的に必要な費用が含まれます。固定費・変動費の配分は、業務ごとに区分するのではなく、実態に応じ応募者にて合理的な配分とすることは認められますでしょうか。	No.112をご参照ください。
115	実施方針	○	—	—	15	3(2)イ	施設等の運営及び維持管理に要する費用	変動費相当額として光熱水費等との記載がありますが、光熱水費は入札価格に含まれるのでしょうか。灯油・ガス等の価格が相対で決定するものについては、応募者が提案する単価等の妥当性の検証が困難であり、かつ要求水準書(案)35ページの通り、使用料の実質を貴市がSPCに支払う精算払いとなるスキームにおいて、光熱水費を入札価格に含めることは公平な競争を阻害すると思慮します。光熱水費は貴市の直接の負担とする、あるいは入札価格に含まれないものとして頂けますでしょうか。	募集要項公表時に示します。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
116	実施方針	○	—	—	15	3(2)イ	提案審査価格について	審査対象となる価格は、「固定費相当額+変動費相当額」又は「固定費相当額のみ」どちらでしょうか。 変動費を評価される場合は、評価方法の詳細も含めお示しください。【質問】	募集要項公表時に示します。
117	実施方針	○	—	—	15	3(2)	サービス対価の支払いについて	「施設等の整備に要する費用」に係るサービス対価の支払スケジュールについてご教示下さい。(当該対価は全額割賦支払いを想定されていますか。一部は一時金の支払いを想定されていますか。)	No.36をご参照ください。
118	実施方針	○	—	—	15	3(2)	サービス対価の支払いについて	「仮設駐車場の及び管理に要する費用」に係るサービス対価の支払スケジュールについてご教示下さい。(当該対価は全額割賦支払いを想定されていますか。一部は一時金の支払いを想定されていますか。)	No.36をご参照ください。
119	実施方針	○	—	—	15	3(2)	サービス対価の支払いについて	「現斎場の解体及び撤去に要する費用」に係るサービス対価の支払スケジュールについてご教示下さい。(当該対価は全額割賦支払いを想定されていますか。一部は一時金の支払いを想定されていますか。)	No.36をご参照ください。
120	実施方針	○	—	—	15	3(2)	サービス対価の支払い	施設整備費のサービス対価に一括金等の支払い予定はありますでしょうか？	No.36をご参照ください。
121	実施方針	○	—	—	15	3(2)	サービス対価の支払い	施設等の所有権移転(2回)を想定しているが、それぞれの割賦金算定の金利決定や支払いスケジュールを公募時にわかりやすくお示し願いたい。	No.36をご参照ください。
122	実施方針	○	—	—	15	3(2)	サービス対価の支払い	募集要項等公表時に示すとありますが、今回は現行施設を残しながらの整備であり、キャッシュフローも複雑化が想定されます。募集要項等公表時以前にお示しいただきたい。	募集要項公表時に示します。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
123	実施方針	○	—	—	16	3(2)ウ	仮設駐車場の整備及び管理に要する費用について	仮設駐車場の整備及び管理に要する費用は市が支払うが、その費用については提案し定量的評価を受けると考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	ご理解のとおりです。
124	実施方針	○	—	—	16	3(2)ウ	仮設駐車場の整備及び管理に要する費用について	今後事業費の上限額が示された場合、仮設駐車場の整備及び管理に要する費用は示される事業費に入らないと考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	仮設駐車場の整備及び管理に要する費用は、事業費に含まれます。
125	実施方針	○	—	—	16	3(2)エ	現斎場の解体及び撤去に要する費用について	現斎場の解体及び撤去に要する費用は市が支払うが、その費用については提案し定量的評価を受けると考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	ご理解のとおりです。
126	実施方針	○	—	—	16	3(2)エ	現斎場の解体及び撤去に要する費用について	今後事業費の上限額が示された場合、現斎場の解体及び撤去に要する費用は示される事業費に入らないと考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	現斎場の解体及び撤去に要する費用は、事業費に含まれます。
127	実施方針	○	—	—	16	3(2)ウ	仮設駐車場の整備及び管理について	仮設駐車場は事業者が誘導管理を行う業務との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 詳細は、要求水準書第3 3を再度ご参照ください。
128	実施方針	○	—	—	16	3(2)ウ	サービス対価の支払い	「仮設駐車場の整備に要する費用は、市が支払う。」とありますが提案費用の内、お支払いいただける金額とお支払いいただける時期をご教示下さい。	仮設駐車場の整備に要する費用は、施設整備費の内数として考えていただき、内容は事業者の提案に委ねます。支払い時期については、No.36をご参照ください。
129	実施方針	○	—	—	16	3(2)エ	サービス対価の支払い	現斎場の解体及び撤去に要する費用は、市が支払う。とありますが提案費用の内、お支払いいただける金額とお支払いいただける時期をご教示下さい。	現斎場の解体及び撤去に要する費用は、施設整備費の内数として考えていただき、内容は事業者の提案に委ねます。支払い時期については、No.36をご参照ください。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
130	実施方針	○	—	—	16	3(3)ア	市のモニタリングについて	工事施工時について、市は必要に応じて・・・とありますが、想定されているモニタリングを行う時期や状況、頻度などをご教示下さい。	募集要項公表時に示します。
131	実施方針	○	—	—	16	3(3)イ	サービス対価の減額等	施設等の運営維持管理を除く、施設等の整備、仮設駐車場の整備及び管理、現斎場の解体撤去等については、各業務完了後に要求水準を達成していることについて貴市の確認を得た場合、以降の支払いが減額されることはないという理解でよろしいでしょうか。	業務契約書(案)に記載の瑕疵担保責任の条項によります。詳細は、募集要項公表時に示します。
132	実施方針	○	—	—	16	3(3)ウ	仮設駐車場の整備について	要求水準書P27において、「センターと事前に協議」となっております。これは提案時ではなく、設計時と考えて宜しいでしょうか。またこの場合の協議による変更は「市の責めに期すべき事由による」として扱うとの理解で宜しいでしょうか。【質問】	市の責めに期すべき事由による場合は、ご理解のとおりです。
133	実施方針	○	—	—	16	3(3)イ	サービス対価の減額について	「事業契約で定めた要求水準が維持されていないことが判明した場合～サービス対価の減額を行う」とありますが、サービス対価毎に判定を行うという理解でよろしいでしょうか。(例:施設等の完工確認・引渡後は施設等の整備に要する費用に対するサービス対価は減額されない)	No.131をご参照ください。
134	実施方針	○	—	—	16	3(3)ウ	事業期間終了後の措置	継続実施する場合は、SPCが引き続き受託することを想定されていますでしょうか？	想定していません。
135	実施方針	○	—	—	16	3(3)イ	サービスの要求水準について	サービスの評価基準となる「事業契約で定めた要求水準」は、要求水準書で測定可能な方法で示されるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準に基づき提案された内容・仕様等に対し、モニタリングを行います。
136	実施方針	○	—	—	16	3(2)ウ	仮設駐車場の管理に要する費用の支払い方法について	仮設駐車場の管理に要する費用の支払方法についてご教示ください。3(2)イに準じ、固定費相当額(バス会社への委託費用等)と変動費相当額(ガソリン代等)の合算という考え方でよろしいでしょうか。	仮設駐車場の管理に要する費用は、施設整備費の一部として提案してください。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
137	実施方針		—	—	16	3(3)イ	サービス対価の減額等	事業契約で定めた要求水準が維持されていない事が判明した場合、サービス対価の減額があるとのことですが具体的にどのような場合なのか、また減額される金額等をご教示ください。	募集要項公表時に示します。
138	実施方針	○	—	—	16	3(3)イ	サービス対価の減額等	要求水準が維持されていないと判明した際に、SPCが要求水準を満たすために、当該構成員、協力企業を交代させることによることも可能と考えてよいでしょうか。	市の承諾を前提に、可能とします。
139	実施方針	○	—	—	16	3(3)ウ	事業期間終了後の措置	事業期間内の管理に影響を及ぼすと考えられますので、この協議開始の時期は事業期間終了のどの程度前と考えていますか。	未定です。
140	実施方針	○			16	3・(3)・ア・①	市による事業の実施状況の監視 設計時	「SPCは、～市から定期的に確認を受ける。」とありますが、確認時期についてご教示願います。	募集要項公表時に示します。
141	実施方針	○			16	3・(3)・ア・②	市による事業の実施状況の監視 工事施工時	「SPCは、定期的に市から～確認を受ける。」とありますが、確認時期についてご教示願います。	募集要項公表時に示します。
142	実施方針	○			16	3・(3)・ア・③	市による事業の実施状況の監視 工事完成時	「SPCは、施工記録を用意して、～市の確認を受ける。」とありますが、施工記録の内容(項目)についてご教示願います。	募集要項公表時に示します。
143	実施方針	○			16	3・(3)・ア・⑤	市による事業の実施状況の監視 現斎場の解体、撤去時	「SPCは、定期的に市から～確認を受ける。」とありますが、確認時期についてご教示願います。	募集要項公表時に示します。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
144	実施方針	○	—	—	17	4(3)	工事に伴う条件について	仮設駐車場の設置についての小田原市環境事業センターとの協議はH27年10月の基本協定の後に選定事業者が行うと考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	ご理解のとおりです。
145	実施方針	○	—	—	17	4(1)ウ	都市計画等	市街化調整区域や建蔽率、容積率の記載がありますが、その他集団規定として日影等の規制はないものと考えて宜しいでしょうか。	適応法令に応じ、事業者にて判断してください。
146	実施方針	○	—	—	17	4(1)ウ	都市計画等	施設は引き続き小田原市の都市計画施設として位置づける…とありますが、敷地形状の変更や炉数の変更に伴う都市計画決定の手続きは、貴市の方で行うものと考えて宜しいでしょうか。またその場合、事業契約締結後のスケジュールや必要資料について関連があればご教示下さい。	都市計画決定の変更予定はありません。
147	実施方針	○	—	—	17	4(3)	仮設駐車場について	敷地外の仮設駐車場は小田原市環境事業センターに設置する。とありますが、仮設駐車場の設置場所について、小田原市環境事業センターへの設置が必須条件となるのでしょうか。	No.13をご参照ください。
148	実施方針	○	—	—	17	4(3)	仮設駐車場について	仮設駐車場を環境事業センター内に整備するにあたり、整備場所に汚染土はないものと考えてよろしいでしょうか。	未調査です。
149	実施方針	○	—	—	17	4(3)	仮設駐車場について	環境事業センターにおいて予定されている大規模修繕について、同時期とはいつからいつまでを想定されていますか。	未定です。
150	実施方針	○	—	—	17	4(3)	仮設駐車場について	環境事業センターにおいて大規模修繕が行われている際、その状況に伴い、誘導員の増員が必要となった場合の費用負担先はどちらになるのでしょうか。	市との協議事項とします。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
151	実施方針	○	—	—	17	4(4)	アースアンカーについて	土留め等にアースアンカー工法は使用することができないと示されていますが、敷地内であればアースアンカー工法を使用することができますか。	アースアンカーの施工範囲全体が敷地内であれば使用することは可能です。
152	実施方針	○	—	—	17	4(4)	アースアンカーについて	土留め等にアースアンカー工法は使用することができないと示されていますが、除去式アースアンカーとすることで、工事後に撤去する工法を採用した場合にはアースアンカー工法の使用は可能でしょうか。	No.151をご参照ください。
153	実施方針	○	—	—	17	4(3)	工事に伴う条件	敷地外駐車場が必要となる場合は、仮設駐車場を小田原市環境事業センターに設置するとの調整はSPCが実施するのでしょうか？また小田原市殿は当該調整についてどこまでの責任分担を想定しているのでしょうか？	SPCと市と共同で調整を行うことを想定しています。
154	実施方針	○	—	—	17	4(3)	工事に伴う条件	仮設駐車場の使用条件(賃料負担や誘導員設置有無等)をお示ください。	センターを利用した仮設駐車場の土地の使用に係る料金は無償です。実施方針4(2)をご参照ください。また、誘導員の設置の詳細については、事業者の提案に委ねます。
155	実施方針	○	—	—	17	4(3)	センターの大規模修繕予定について	小田原市環境事業センターの大規模修繕の予定について、詳細な内容を開示していただけるでしょうか。その場合、開示時期はいつ頃になるでしょうか。	No.149をご参照ください。
156	実施方針	○	—	—	17	4(3)	センターへのヒアリング等について	「駐車場の設置場所や構造等は、センターとの十分な調整を要する。」とありますが、同センターに対し、提案前にヒアリングや協議をすることは可能でしょうか。	提案前にセンターにヒアリングや協議を実施することは不可とします。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
157	実施方針	○			17	4(4)	残土置場の確保	残土置場の確保は、仮置きした後、敷地内に戻すことを想定されているということでしょうか。また「小田原環境事業センター」の敷地内に仮置きできるスペースは確保できないでしょうか。	運土計画について条件を特定するものではありません。センターにスペースは確保できません。
158	実施方針	○			17	4(4)	残土置場の確保	残土処分を行った場合、公共残土として公共処分地での受入れは可能でしょうか。また民間処分地での自由処分を含めて費用計上を行うという考えでよろしいでしょうか。	公共処分地の受入れは確約できません。費用計上は事業計画に含め検討してください。
159	実施方針	○	—	—	17	4(2)	土地の使用に関する事項	残土置場を含めSPCが建設に当たって駐車場、資材置場等の用地を賃借する際の特別な制約はございませんでしょうか。	特別な制約はありません。
160	実施方針	○			17	4・(4)	敷地造成	「土留め等にアースアンカー工法は使用することができないことに留意すること」とありますが、アースアンカーと同種の工法(隣地境界を越えて固定部材を存置する工法)は全て不可との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
161	実施方針	○	—	—	18	5	疑義が生じた際の措置	事業契約書に規定する具体的措置について、事業期間内に予測される民法改正の影響を受ける可能性はありますか。	事業契約書(案)に示します。



No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
162	実施方針	○	—	—	19	6	事業解除時の事業者の負担について	事業契約解除時の違約金等の想定についてご教示ください。(例:所有権移転後は、解除が発生した事業年度における「施設等の運営及び維持管理に要する費用」に係るサービス対価の10%など)	サービス対価の10%を想定しています。詳細は、事業契約書(案)に示します。
163	実施方針	○	—	—	20	7(1)	財政上及び金融上の支援について	本項の「財政上、金融上の支援」について、具体的に貴市が想定している「支援」制度がありましたら、ご教示ください。	No.48をご参照ください。
164	実施方針	○	—	—	21	8(1)	議会の議決	本事業に関する公の施設の設置条例及び指定管理者の指定に関する議案の提出予定をお教えください。	No.4をご参照ください。
165	実施方針	○	—	—	21	8(1)	議会の議決	平成27年12月に事業契約締結後に公の施設の設置条例の制定等を市議会に提出予定とありますが、成立しなかった場合は本事業を延期又は中止するとあります。議会の影響で契約締結が延期された場合、延期に伴い事業者側に生じる費用増加等は認めて頂けるという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
166	実施方針	○	—	—	21	8(1)	議会の議決で否決の場合	必要な議案が否決され事業の延期又は中止となった際に、基本協定を締結したSPCに発生している費用について何らかの補償措置をお考えいただけませんか。	No.165をご参照ください。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
167	実施方針	○			21	8(5)	質疑について	提案書作成段階で施設設計上の質疑を小田原市に行くことは可能でしょうか。	No.61をご参照ください。
168	実施方針	－	○	－	24	3	参加資格の喪失について	火葬炉企業及び火葬炉運転企業が複数応募者に重複して参加する場合において、実施する業務に係る費用を一方を安くして、一方を高くするなど、明らかに公平性を欠く見積を提示した場合は、参加資格の喪失には当たらないのでしょうか。	別添資料1の3に該当する場合、参加資格の喪失となります。
169	実施方針	○	－	－	25	別添資料2	想定されるリスク分担表	共通 税制度の変更 その他関連税制度の変更について、具体的に貴市はどのようなことを想定しているのでしょうか。	消費税については税率変更の可能性があるかと理解していますが、それ以外については現時点で想定はしていません。
170	実施方針	○	－	－	25	別添資料2	想定されるリスク分担表	建設段階、地盤沈下のSPC分担について、建設段階あるいは施工に起因する事象のみが対象となり、善良な管理者が注意義務を行ったにもかかわらず、発生してしまった地盤沈下についてはSPCのリスク分担には該当しないと解釈してよろしいでしょうか？	設計に起因する事象も含まれます。また、不可抗力事由の場合は不可抗力の規定に従ったリスク分担となりますが、それ以外はSPCの負担となります。
171	実施方針	○	－	－	25	別添資料2	想定されるリスク分担表	建設段階の建設費等の上昇について、提案書の提出までに開示されなかった資料の存在、あるいは開示された資料と実際との相違などによって建設費が上昇した場合においては、そのリスクは貴市の負担と考えてよろしいでしょうか。	原則、ご理解のとおりですが、詳細は市との協議事項とします。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
172	実施方針	○	-	-	25	別添資料2	想定されるリスク分担表	建設費等の上昇について、「予想できなかった技術的問題や施工上の課題等により、当初見積額以上の支出」には物価上昇を含まず、一定の範囲を超えた物価上昇につきましては、貴市のリスク分担と考えてよろしいでしょうか。	事業契約書(案)に示します。
173	実施方針	別添資料2			25		地盤沈下	事前に貴市から提示された資料から予見できない地盤沈下リスクをSPCが負担することは困難です。SPCが負担すべきリスクの範囲を公表資料から予見できる範囲に限定して頂けますでしょうか。	No.170をご参照ください。
174	実施方針	別添資料2			25		地中障害物	地中障害物には埋蔵文化財も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
175	実施方針		2		25		第三者賠償	「第三者賠償」の分担は市の責に帰すべき事由以外は事業者負担となっておりますが、不可抗力事由の場合は不可抗力の分担が優先されると理解してよろしいでしょうか？	不可抗力事由により第三者賠償は発生しないため、リスク分担表記載のとおりです。
176	実施方針	-	○	-	25	リスク分担表	住民対策リスクについて	「施設等の設置等に関する近隣住民への説明等」はSPCの分担となっておりますが、これは設置等、すなわち工事等に関する説明責任を意味し、新斎場を設置することそのものに関する説明は、市が対応していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	新斎場を設置することそのものに関する説明についてもPFI事業の実施主体であるSPCが理解し、実施することとします。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
177	実施方針	—	○	—	25	リスク分担保表	法制度の変更リスクについて(意見)	PFI事業や火葬場に関する法制度の変更により、建設費の上昇や設計及び工事期間の延長も想定されることから、「再投資、サービスの停止」のほか、法制度の変更による建設費上昇や工期延長についても市側のリスク分担保としていただくことを希望します。	事業契約書(案)に示します。
178	実施方針	—	○	—	25	リスク分担保表	契約リスクについて(意見)	契約リスクについての記載がありませんが、事業契約の締結、本事業に関する公の施設の設置条例の制定及び指定管理者の指定に関する議決については、SPC設立後であり、会社設立に要する費用支出や一部業務については着手されていることも想定されます。つきましては、事業契約締結後の契約リスクについては、市側も負担していただくことを希望します。	No.165をご参照ください。
179	実施方針	—	○	—	25	リスク分担保表	埋蔵文化財リスクについて(意見)	埋蔵文化財の存在が確認された場合、当該リスクは、地中障害物リスクに準じ、市の負担としていただきたく、リスク分担保表への記載を希望します。	ご理解のとおりです。
180	実施方針	—	○	—	25	リスク分担保表	市の指示等による工事費増大リスクについて(意見)	市の指示等に起因する工事費の増大については、市のリスク分担保としていただくことを希望します。	工事費増大の原因に応じて、要求水準等の変更、設計変更などのリスク分担保項目をご参照ください。
181	実施方針	—	○	—	25	リスク分担保表	市の指示等による工期の遅延リスクについて(意見)	市の指示等に起因する工期の遅延については、市のリスク分担保としていただくことを希望します。	No.180をご参照ください。
182	実施方針		2	—	25		想定されるリスク分担保表について	物価変動は、事業契約書に別途定める改定ルールに基づき、運営維持管理費の増減を行うことを予定している。これ以外の物価変動リスクについてはSPCの負担とする。と記載がありますが、事業契約から建設工事完了まで3年の期間があるため、物価変動に伴う建設費の上昇が予想されます。物価変動リスクによる建設工事費の上昇は市の負担としていただくことは可能でしょうか。	No.172をご参照ください。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
183	実施方針		○		25	リスク分担表	事業者負担	事業者負担となるのは、事業者帰責の場合に限定されるとの認識でよろしいでしょうか。	各リスク項目をご参照ください。
184	実施方針		○		25	リスク分担表	金利変動	事業期間中における金利の変動について、事業者負担が△となっておりますが、負担の割合・条件等、具体的な内容をご教示願います。	事業契約書(案)に示します。
185	実施方針		○		25	リスク分担表	不可抗力	不可抗力リスクの事業者負担が△となっておりますが、負担割合・条件等、具体的な内容をご教示願います。	事業契約書(案)に示します。
186	実施方針		○		25	リスク分担表	建設費等の上昇	建設工事費の物価上昇リスクは当該「リスクの概要」に記載がございませんが、SPC側の負担ではないと考えてよろしいでしょうか。	No.172をご参照ください。
187	実施方針	—	○	—	25	リスク分担表	住民対策	住民の反対運動や訴訟等が生じた場合のリスク負担は貴市となっておりますが、それは契約後から着工後、並びに運営開始後から事業終了まで変わらないものと考えます。	リスク分担表に記載のとおり、施設等の設置等に関する反対住民運動等による本事業の中断、中止については、本事業の段階を問わず合理的な範囲で市の負担となります。
188	実施方針	—	○	—	25	リスク分担表	住民対策	「施設等の設置等に関する近隣住民への説明等」はSPCで実施いたしますが、反対運動に起因する「近隣住民への説明等」につきましては、貴市が主、SPCが従という考え方で宜しくお願い申し上げます。	リスク分担表に記載のとおり、施設等の設置等に関する反対住民運動等による本事業の中断、中止以外は事業者のリスク負担となります。
189	実施方針	—	○	—	25	リスク分担表	工期の遅延	工事範囲内において、例えばオオタカの営業や、遺跡が発掘された場合等の工事遅延につきましては、ご協議の程、宜しくお願い申し上げます。	事業契約書(案)に示します。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
190	実施方針	－	○	－	25	リスク分担表	建設費等の上昇	設計、建設期間中の物価上昇リスクは貴市側のご負担でお願いいたします。現状において労務、資機材調達費は高止まりしており、加えて東京オリンピック関連施設整備が本格的に始まり、今後首都圏における官民の建設需要が更に高まった場合のインフレスライド条項の適用をお願い申し上げます。もしくは貴市及び事業者間で協議する、に変更をお願い申し上げます。	No.172をご参照ください。
191	実施方針	－	○	－	25	リスク分担表	建設費等の上昇	貴市側からの指示による工事費の増も予見されますので、リスク分担表の「市」欄にも該当する旨の○印の記載をお願いいたします。	No.180をご参照ください。
192	実施方針	○	－	－	26	別添資料2	想定されるリスク分担表	共通 金利変動におけるリスク分担のSPC従分担とは、何を指しているのでしょうか。	市の支払い額が事業契約に基づき確定した後は、民間の資金調達に関連して金利上昇を原因とした費用増が生じたとしても、SPCにて負担するとの趣旨です。
193	実施方針	○	－	－	26	別添資料2	想定されるリスク分担表	運営維持管理段階 物価変動について、改定の基準日は事業契約日と考えてよろしいでしょうか。	事業契約書(案)に示します。
194	実施方針	○	－	－	26	別添資料2	想定されるリスク分担表	欄外 ※物価変動は、事業契約書に別途定める改定ルールに基づき…との記載がありますが、改定ルールとは、具体的にどのような内容でしょうか。	事業契約書(案)に示します。
195	実施方針	別添資料2			26		物価変動	建設段階に物価変動リスクの規定がありませんが、近年の建設物価高騰を踏まえ、一定の範囲を超えるものにあつては貴市の負担として頂けますでしょうか。	No.172をご参照ください。
196	実施方針	－	○	－	26	別添資料2	税制度の変更について	消費税の変更以外の税制度の変更が一律にSPCのリスク分担となっていますが、実施方針P15「最もよく管理できる主体」と考えると、一律にSPCのリスクではなく、内容と程度によるのではないのでしょうか。【質問】	事業契約書(案)に示します。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
197	実施方針	—	○	—	26	別添資料2	建設段階・運営維持管理段階のリスクについて	本計画では現地建替であるため、計画により一部の擁壁や樹木等を存置することも想定されます。これら既存存置物について、貴市が建設・維持管理・修繕を行ってきたものであり、SPCは「最もよく管理できる主体」とは言えないため、「地盤沈下、性能未達、工事監理、完成検査、施設の瑕疵」項の対象外と理解して宜しいでしょうか【質問】	計画の内容にもよりますが、基本的には、そのようなリスクも踏まえて事業者にて計画を立ててください。
198	実施方針	—	○	—	26	別添資料2	基準金利について	割賦金利の基準金利決定日は、施設引渡日の2銀行営業日前でお願いできますでしょうか。引渡日の数ヶ月前に基準金利が決定するPFI事業では、万一、引渡日が遅延する場合、金融機関は一旦決定した金利を解約する必要性が生じ、ブレイクファンディングコスト等の解約費用を事業者に請求することとなります。	事業契約書(案)に示します。
199	実施方針		2		26		想定されるリスク分担保表について	維持管理をするにあたり、物価変動のリスクの中で、最低賃金の上昇や社会保険料の上昇などによる費用UPについては、市側で対応していただけるでしょうか。	事業契約書(案)に示します。
200	実施方針		2		26		施設の損傷	「施設損傷」の市の責に帰すべき事由以外の損傷リスクは全て事業者負担となっておりますが、不可抗力事由の場合は不可抗力の分担が優先されると理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
201	実施方針		2		26		施設の損傷	「施設損傷」の市の責に帰すべき事由以外の損傷リスクは全て事業者負担となっておりますが、利用者等第三者の責に帰すべき事由は除外して整理していただきたく考えています。	原文のとおりとします。
202	実施方針	—	○	—	26	リスク分担保表	建設段階における物価変動リスクについて(意見)	リスク分担保表及び同表欄外の記載によれば、建設段階における物価変動リスクはSPCの負担と解釈されます。本事業は、契約から着工までの期間が長く、その間の物価変動リスクも大きくなります。これを民間負担とした場合、当該リスクを提案価格に反映せざるを得なくなり、結果的にVFMが低下すると思料します。公共工事標準請負契約約款に準じ、工事請負契約に物価スライド条項を設けていただきたくを希望します。	No.172をご参照ください。
203	実施方針	—	○	—	26	リスク分担保表	施設の瑕疵リスクについて	施設に瑕疵があった際の修繕、損害賠償リスクについて、SPCが分担するのは瑕疵担保期間中に限られ、これを越えるものについては市の分担と理解してよろしいでしょうか。	維持管理の状況も踏まえて個別の判断となります。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
204	実施方針	—	○	—	26	リスク分担表	技術革新リスクについて	「技術の陳腐化による機器更新費用」とは具体的にどのような費用をいうのでしょうか。計画時に存在しなかった新技術が考案された場合、SPCの費用で機器を更新しなければならないという意味でしょうか。	新技術の導入の是非は、その必然性等を勘案し、市との協議事項とします。
205	実施方針	—	○	—	26	別添資料2	『リスク項目:技術革新リスク』について	『技術の陳腐化による機器更新費用』とありますが、将来的に予見できない法整備等に係る新設備の導入等に関しては、リスク分担表の『共通事項 法制度の変更』に該当し、再投資は貴市と協議できるものと理解して宜しいでしょうか。	No.204を参照ください。
206	実施方針	—	○	—	26	リスク分担表	PCB廃棄物の取扱いについて	電気機器の解体等に伴ってPCB廃棄物が発生した場合、その取扱い(保管)は市の責任で行っていただけると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
207	実施方針	—	○	—	26	リスク分担表	火葬件数の変動	3(2)イに、変動費相当額は火葬件数によることとなっているため、特に少ない場合にSPC側にもリスクはあるのではないのでしょうか。	No.112をご参照ください。
208	実施方針	○	2	—	26	想定されるリスク分担表	運営維持段階物価変動	維持管理における一番の原価として「人件費」が挙げられるが、事業期間が20年と長期のため、国の定める法律である最低賃金等の上昇の場合、その変動部分は市が負担してくれるのか？ご教示ください 理由1:近年、最低賃金の上昇幅が大きく、どの程度上がるか民間企業では予測がつかない 理由2:H28年度からは有給休暇の消化が1名あたり最低年間5日が法律において義務化される	No.199をご参照ください。
209	要求水準書(案)	○	—	—	1	第1、1	地元経済の発展について	事業の実施に際しては、市内に本支店等を置く企業と積極的に連携することで地元経済の発展に寄与することを要望されていますが、小田原市内に拠点(住所)があれば、小田原市競争入札参加資格者名簿に登録が無くても連携したことになりますか。	No.70をご参照ください。
210	要求水準書(案)	○	—	—	2	第1 総則	3 基本コンセプト (5)社会的要請に配慮した施設	案内などに用いられる「言語」は何か国語を想定されているか？ また指定の言語があればご教示ください	日本語のみに対応して下さい。その他は、事業者の提案に委ねます。



No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
211	要求水準書 (案)	○	—	—	3	第1 5(3)	維持管理業務の期間について	近年の急激な物価変動もあり、21年間の長期間において適正な見積りは非常に困難となります。また、維持管理に係る部材等も21年間に渡り同一機器を確保し続けることは難しいものと考えております。適正な価格にて、確実に性能を確保するためにも事業期間は15年として戴けないでしょうか。	No.18をご参照ください。
212	要求水準書 (案)	—	○	—	3	第1 5(3)(4)	維持管理・運営期間	供用開始日より21年間となっておりますが、特に「火葬炉」の大規模修繕、更新業務を事業者側負担としないことが明確に区分できますよう、運営期間の15年程度までの短縮をお願い申し上げます。	No.18をご参照ください。
213	要求水準書 (案)	○			3	第1・5・(1)・イ	施設等整備業務期間について	「契約日から平成30年12月まで」となっています。既存火葬棟を運用しながら会葬者の安全にも配慮した施設整備を行うには、最低でも共用開始時期を半年以上は延期していただきたいと考えます。よって、施設等整備業務の完了時期も平成30年12月から最低でも半年以上延期していただきたいと考えます。	No.17をご参照ください。
214	要求水準書 (案)	○			3	第1・5・(2)・イ	仮駐車場の整備管理業務期間について	「契約日から平成30年12月まで」となっています。既存火葬棟を運用しながら会葬者の安全にも配慮した施設整備を行うには、最低でも共用開始時期を半年以上は延期していただきたいと考えます。よって、仮駐車場の整備管理業務の完了時期も平成30年12月から最低でも半年以上延期していただきたいと考えます。	No.17をご参照ください。
215	要求水準書 (案)	○			4	第1 5(5)	既存建物図面	現斎場及び待合室の既存図面の提示をお願い申し上げます。	募集要項公表時に示します。
216	要求水準書 (案)	○			4	第1 5(5)	アスベスト調査、除去	既存建物について、アスベスト調査は実施されておりますでしょうか。アスベストの調査報告書等がございましたら公表願います。	目視による確認の結果、飛散性アスベストはありません。非飛散性アスベストの有無は不明です。
217	要求水準書 (案)	○			4	第1 5(5)	アスベスト調査、除去	アスベスト除去に関し、開示いただいた報告書、内訳書、実施設計図等から確認が不可能であった箇所、材料等が解体時に確認された場合、貴市の負担でお支払いいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
218	要求水準書(案)	○	—	—	6	1、7(2)	大規模災害への対応について	災害対応時におこなう3日間の通常業務とは通常の3日間の火葬件数を火葬するものとし、その他の条件は事業者の提案によるものと考えてよろしいでしょうか。ご教示下さい。	ご理解のとおりです。
219	要求水準書(案)	○	—	—	6	第1_7(1)	常時における備蓄	運用期間内ピーク時想定で3日分の通常業務に対応できるよう、備品等の備蓄…とありますが、具体的な想定があればご教示下さい。	3日分の通常業務は、要求水準書表1に示すH52年の想定日最大件数約23件×3日の火葬等に対応できることを意味します。
220	要求水準書(案)	○	—	—	6	第1_7(2)	大規模災害への対応	災害発生時には3日間の通常の業務に対応できるよう、備品等の備蓄、必要な輸送手段の確保…とありますが、具体的な想定があればご教示下さい。	No.219をご参照ください。
221	要求水準書(案)	○	—	—	6	第1_7(2)	大規模災害の対応について	「3日間の通常の業務」とは、23件×3日間＝69件分の火葬、及び空調・照明灯の稼働を行うための自家発電機、及びその燃料備蓄という理解でよろしいでしょうか。	No.219をご参照ください。
222	要求水準書(案)	○	—	—	6	7(2)	大規模災害への対応	災害発生後に必要になった場合、24時間稼働にも対応できるよう火葬タイムテーブル及び斎場運営計画を予め策定するとありますが、この場合においても、3日間の通常の業務に対応できる自家発電装置におけるエネルギー供給等の備蓄(例えば、業務時間が通常8h/日であれば、1日(24時間稼働)で備蓄を使い切ることになる)のみで要求水準を満足すると理解してよろしいでしょうか？	災害発生時には、3日間の通常業務に対応できるような自家発電装置におけるエネルギー供給等を含め、火葬業務に必要な燃料、備品等の備蓄を行うとし、3日間24時間稼働は不要です。 No.219をご参照ください。
223	要求水準書(案)	○			6	第1,7(1)	常時における備蓄	ピーク時想定で3日分とありますが、平成52年の日平均件数16.1件の3日分という理解でよろしいでしょうか。	No.219をご参照ください。
224	要求水準書(案)	○			6	第1,7(2)	大規模災害への対応	災害発生時の自家発電装置のために備蓄しておくべき燃料は、平成52年の日平均件数16.1件の3日分という理解でよろしいでしょうか。	No.219をご参照ください。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
225	要求水準書(案)	○			6	第1,7(2)	大規模災害への対応	自家発電装置におけるエネルギー供給として、施設全体での通常業務を想定する必要はなく、火葬を行う最低限の施設・設備を稼働させるという理解でよろしいでしょうか。	No.222をご参照ください。
226	要求水準書(案)	○			6	第1,7(2)	大規模災害への対応	24時間稼働への対応は、運営面で求められているものであり、24時間稼働させるための燃料備蓄等は不要との理解でよろしいでしょうか。	No.222をご参照ください。
227	要求水準書(案)	○	-	-	6	第1,7(2)	大規模災害への対応について	大規模災害の定義についてご提示いただけませんか。具体的に数値で示していただくことは可能ですか。	災害により、ライフラインや鉄道機関等に多大な影響を及ぼし、住民に大きな被害を与える危険性をはらんでいる災害です。(小田原市防災計画用語定義(用語4))
228	要求水準書(案)	○	-	-	6	第1,7(2)	大規模災害への対応について	「災害発生時には3日間の通常業務に対応できるよう」と記載がございます。一方「災害発生後に必要となった場合24時間稼働にも対応できるよう」との記載もございます。この24時間は何日程度想定すればよろしいでしょうか。	備蓄については、No.222をご参照ください。24時間稼働の日数については、災害時に市との協議事項とします。
229	要求水準書(案)		-	-	6	第1-7-(2)	大規模災害への対応	大規模災害が発生した場合SPCは業務実施時間を延長して対応する事とありますが追加業務として延長時間に対する補填があると考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	火葬炉運転業務は、火葬件数に応じて変動費相当額として支払います。
230	要求水準書(案)	○	-	-	6	第17(1)	常時における備蓄について	『本施設の運用期間内ピーク時(平成52年)想定で3日分の通常業務に対応できるよう、必要な燃料、備品等の備蓄を行うこと』とありますが、ここで言う通常業務とは、『表1 斎場における将来火葬需要の推計(同資料11頁)』にある、平成52年度の日平均件数16.1件の火葬業務を指し、『3日分の通常業務』とは16.1件×3日=48.3件分の火葬業務であるとの理解で宜しいでしょうか。また同頁第17(2)における『3日間の通常の業務』についても、同様の考え方であるとの理解で宜しいでしょうか。	No.219をご参照ください。
231	要求水準書(案)	○			6	第17(1)	常時における備蓄	「3日分の通常業務の燃料、備品等の備蓄」とございますが、11頁の表1より、平成52年の日平均件数16.1件/日×3日分の、48件程度の備蓄を行えばよいとの考えでよろしいでしょうか。	No.219をご参照ください。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
232	要求水準書(案)	○	—	—	6	第1-7(2)	大規模災害への対応	24時間稼働とした際の最大件数を指定していただけますでしょうか。この際には友引であっても稼働することを想定すると考えてよろしいでしょうか。	24時間稼働とした際の1日の最大件数は、要求水準書表1のH52年の想定日最大件数の3倍とします。 大規模災害の状況に応じて、友引であっても稼働することを想定しています。
233	要求水準書(案)	○	—	—	6	第1-7(2)	大規模災害への対応	大規模災害の際には通常の予約システムの稼働を停止するべきでしょうか。あるいは別に24時間稼働の際の予約システムを用意しておき、市の命令か指示により変更すべきでしょうか。	市との協議事項とします。
234	要求水準書(案)	○	—	—	6	第1-7(2)	大規模災害への対応	大規模災害の際に予約システムが機能しなくなった際にはどのように斎場を運営するかはSPCの判断で電話等によることにしてよろしいでしょうか。	市との協議事項とします。
235	要求水準書(案)	○	—	—	6	第1-7(2)	大規模災害への対応	大規模災害には疫病の蔓延も含まれますか。(通常の遺体とは扱いが異なると思うので。)	大規模災害には、疫病の蔓延も想定します。要求水準書第4-8の環境衛生管理業務をご参照ください。
236	要求水準書(案)	○	—	—	6	第1-7(1)	常時における備蓄	常時ピーク時想定の日3日分の備蓄を要求されていますが、予約状況の確認が24時間できることを要求していることを考えれば、例えば、その5日分と比較して少ないほう、という定め方は如何でしょうか。	No.222をご参照ください。
237	要求水準書(案)	○			6	第1-7・(1)	常時における備蓄	『本施設の運用期間内ピーク時(平成52年)想定で3日分の通常業務に対応できるよう、必要な燃料、備品等の備蓄を行うこと。』とありますが、p.11表1において想定された平成52年の日平均件数16.1件に対して、3日間対応できる規模での対応、との理解でよろしいでしょうか。	No.219をご参照ください。
238	要求水準書(案)	○			6	第1-7・(2)	大規模災害への対応	「～必要な輸送手段を確保すること。」とありますが、災害発生時から3日分の燃料及び備品を全て消費する前に補充できる体制を確保するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
239	要求水準書(案)	○			6	第1・7・(2)	災害時の24時間稼働について	『災害発生時に必要となった場合、24時間稼働にも対応できるよう』とあります。24時間人員を配置し、運営ができる体制を整えとの趣旨と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
240	要求水準書(案)	○	-	-	7	1(2)	SPCの役割	・施設整備に係る…施設所有権の移転が完了するまで継続して維持すること。との記載がありますが、SPCの役割は事業期間終了までではなく、施設所有権の移転までとしてよいのでしょうか。	当該箇所は、施設整備におけるSPCの役割について述べたものです。事業期間終了までのSPCの役割については、要求水準書(案)第4の1総則、および第5の1総則をご参照ください。
241	要求水準書(案)	○	-	-	7	第2 1(2)	SPCの役割	火葬場内にSPC内部の統括機能を有する事務所を設ける必要はありますか。	事業者の提案に委ねます。
242	要求水準書(案)	○	-	-	8	第2_2(4)	土壌汚染調査(追加)費用の負担について	土壌汚染について、「さらに詳細な調査が必要な場合は、事業者の判断において速やかに実施すること。」とありますが、市からの開示資料が不足しており、さらなる調査が必要となった場合には、その追加費用は市の負担と考えてよろしいでしょうか。	市との協議事項とします。
243	要求水準書(案)	○	-	-	8	第2_2(4)	土壌汚染対策工事の費用・工期について	土壌汚染について、「さらに詳細な調査が必要な場合は、事業者の判断において速やかに実施すること。」とありますが、市からの開示資料が不足しており、さらなる調査を実施した結果、土壌汚染対策工事が必要となった場合、市の費用負担及び工期延長が認められると考えてよろしいでしょうか。	市との協議事項とします。
244	要求水準書(案)	○	-	-	8	第2_2(4)	土壌汚染対策法上の届出者について	土壌汚染対策法第4条第1項に係る届出は、土地を所有する市が届出をすると理解してよろしいでしょうか。	市との協議事項とします。
245	要求水準書(案)	○	-	-	8	2、2(4)	測量等の実施について	資料1～3は後日小田原市様が開示される資料でしょうか。実施方針書の質疑回答時に開示していただくことは可能でしょうか。ご教示ください。	要求水準書(案)に明記した資料1～5は、閲覧可能です。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
246	要求水準書 (案)	○	—	—	8	第2_2(5)	周辺状況	現進入路が市道2438であることに留意すること…とありますが、具体的に留意する内容をご教示下さい。	市道2438は、一般住宅が接している生活道路であることから、近隣住民への配慮を十分に行ってください。
247	要求水準書 (案)	○	—	—	8	第2_2(5)	周辺状況	現斎場の接道は建築基準法の道路(第42条1項3号)であることに留意すること…とありますが、具体的に留意する内容をご教示下さい。	道路の種別、幅員等に関して、建築基準法関係法令規定等則した建築計画として下さい。
248	要求水準書 (案)	○	—	—	8	第2_2(5)	周辺状況	道路の拡幅は前提としない…とありますが、小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例との関連をどのように考えれば宜しいでしょうか。	現状の道路形態を前提として、原則、当該手続及び条例に則した計画を立案して下さい。
249	要求水準書 (案)	○	—	—	8	第2_3	インフラへの接続	電気や上下水道など、既存施設のインフラ引込状況が分かる図面等をご教示下さい。	募集要項公表時に示します。
250	要求水準書 (案)	○	—	—	8	第2_3(3)	下水道(雨水)	敷地内に調整池とありますが、調整池の具体的な設置基準をご教示下さい。	小田原市雨水抑制施設設置基準をご参照ください。
251	要求水準書 (案)	○	—	—	8	第2_3(5)	周辺状況	敷地内及び周辺に設置されている擁壁について、継続して使用できる安定した構造であると考えて宜しいでしょうか。また新斎場の計画に際し、擁壁について留意する点があればご教示下さい。可能であれば擁壁の図面等をご教示下さい。	現状の宅地造成基準等を踏まえ、擁壁の安全性については事業者の責任において判断してください。
252	要求水準書 (案)	○	—	—	8	2(4)	測量等の実施	土壌汚染に関する記載事項について、現斎場稼働中における詳細な調査は困難と考えます。仮に工事着手時(後)に土壌汚染が判明した場合、事業計画に支障を来すこととなりますが、そのリスク分担は貴市と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
253	要求水準書(案)	○	-	-	8	2(5)	周辺状況	周辺状況における現進入路が市道2438、現斎場の接道が基準法の道路(第42条1項3号)であることに留意することとありますが、貴市はどのようなことを懸念されておりますか？	No.246をご参照ください。
254	要求水準書(案)	○			8	3	インフラへの接続について	上水、下水のほか、電気の埋設物について、現斎場に関する地下埋設物、インフラなどについて竣工図等資料がございましたらご提示をお願いします。	No.249をご参照ください。
255	要求水準書(案)	○			8	3(1)	既存上水道の使用量などについて	現斎場の年間の水道使用量をはじめ、電気、ガス、燃料などの年間使用量をご提示頂けないでしょうか。	平成25年度の年間使用料実績は次のとおりです。 水道 2,074m <sup>2</sup> 電気 142,955kW ガス 12m <sup>2</sup> 燃料 258.5kℓ
256	要求水準書(案)	○	-	-	8	第2 2(4)	測量調査について	閲覧に供されている敷地測量範囲は、今回の計画敷地より広域と推察されます。測量範囲の内、本提案に係る範囲を明示ください。また、赤道の測量図面が含まれていますが、計画敷地外と考えて宜しいでしょうか。【質問】	事業計画地は、現斎場敷地のみです。赤道は含まれません。
257	要求水準書(案)	○	-	-	8	第2 2(5)	周辺状況(道路)について	「道路にかかる工事」、「SPCの責任で実施」とありますが、具体的には何を指しているのかご教示下さい。【質問】	新たに進入道路を提案する場合等を想定しています。
258	要求水準書(案)	○	-	-	8	第2 2(5)	周辺状況(道路)について	「道路の拡幅は前提としない」とありますが、具体的には何を指しているのかご教示下さい。【質問】	現斎場へアクセスするための既設道路の拡幅は前提としないことを指しています。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
259	要求水準書 (案)	○	—	—	8	第2 2(5)	警察協議について	<p>本計画において、警察協議が必要な事項について、具体的にお示しください。 提案段階で事前協議が必要な内容であれば、募集期間が5月の募集要項等公表、7月の提出とタイトなため、十分な事前協議期間がとれないことが危惧されます。担当課から協議回答を留保された場合等対応が間に合わないことも予測されます。</p> <p>また、提案競技であるため各社の案に対しての情報管理や公平な回答が求められると考えます。 以下のいずれかの対応をとって頂けないでしょうか。</p> <p>1) 公表されている資料(庁内にて事前協議資料などがあれば追加公表)をもとに提案とし、特定後の協議による変更について「別添資料2 リスク分担表」では「市の責めに期すべき事由による」ものとして扱う。</p> <p>2) 協議関係部署にて本件担当を特定頂くなど、必要な対処をして頂く。【意見】</p>	No.49をご参照ください。
260	要求水準書 (案)	○	—	—	8	第2 3	インフラへの接続について	<p>敷地周囲のインフラ図について公表頂けないでしょうか。【質問】</p>	No.249をご参照ください。
261	要求水準書 (案)	○	—	—	8	第2 3(3)	下水道(雨水)について	<p>「敷地内に調整池を設け」とありますが、募集期間が5月の募集要項等公表、7月の提出とタイトなため、十分な事前協議期間がとれないことが危惧されます。担当課から協議回答を留保された場合等対応が間に合わないことも予測されます。 また、提案競技であるため各社の案に対しての情報管理や公平な回答が求められると考えます。 以下のいずれかの対応をとって頂けないでしょうか。</p> <p>1) 調整池容量または算定式等条件、設置可能な池仕様等技術基準を明示頂き、特定後の協議による変更について「別添資料2 リスク分担表」では「市の責めに期すべき事由による」ものとして扱う。</p> <p>2) 協議関係部署にて本件担当を特定頂くなど、必要な対処をして頂く。【意見】</p>	No.49をご参照ください。
262	要求水準書 (案)	○	—	—	8	2-2(5)	周辺状況	<p>民間事業者にて道路も一部整備することとありますが、警察署との協議について、小田原市殿の協力を頂くことはできるとの理解でよろしいでしょうか？</p>	ご理解のとおりです。
263	要求水準書 (案)	○	—	—	8	第2_2(5)	現進入路について	<p>「現進入路が市道2438であることに留意すること。」とありますが、何をどう留意すべきなのか、もう少し詳しくご教示ください。</p>	No.246をご参照ください。



No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
264	要求水準書 (案)	○	—	—	8	第2_2(5)	道路の拡幅について	「道路の拡幅は前提としない。」とありますが、これはどの道路を指しているのでしょうか。また「前提としない」とは、「できない」という意味と理解してよろしいでしょうか。	No.258をご参照ください。
265	要求水準書 (案)	○	—	—	8	第2_3	工事期間中の給水について	仮設待合棟への給水、並びに工事に使用する水は、既存の給水設備から供給可能でしょうか。	利用は可能です。
266	要求水準書 (案)	○	—	—	8	第2_3	工事期間中の汚水処理について	仮設待合棟の汚水処理は、既存の浄化槽を利用してもよろしいでしょうか。	利用は可能です。
267	要求水準書 (案)	○	—	—	8	第2_3	電力および電話の接続について	電力、電話について記載がありませんが、既設の引込柱を再利用すると考えてよろしいでしょうか。	利用は可能です。
268	要求水準書 (案)	○			8	第2 2(4)	土壌汚染	事業者が行った地質等調査の結果、土壌汚染が発見された場合の対策費用は市負担との理解で宜しいでしょうか。	No.243をご参照ください。
269	要求水準書 (案)	○			8	第2 2(5)	近隣住民	周辺住宅地の住民や地権者の方からのご意見・ご要望がございましたらご教示願います。	要求水準書に記載済です。
270	要求水準書 (案)	○			8	第2 3	既存埋設配管図	場内の既存埋設配管図をご提示願います。	No.249をご参照ください。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
271	要求水準書 (案)	○			8	第2 3(1)	上水道	配水管の引込管の位置をご提示願います。	No.249をご参照ください。
272	要求水準書 (案)	○			8	第2 3(2)	下水道(汚水)	合併浄化槽処理方式にすることになってはいますが、排水水質基準をご教示願います。	神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則第33条をご参照ください。
273	要求水準書 (案)	○			8	第2 3(3)	下水道(雨水)	計画排水路の位置をご教示願います。	No.249をご参照ください。
274	要求水準書 (案)	○			8	第2 3(3)	下水道(雨水)	敷地周囲にある水路及び側溝の断面形状、計画水位がわかる資料を御提示ください。(雨水流出抑制、雨水排水計画算定の為。)	No.249をご参照ください。
275	要求水準書 (案)	○			8	第2 3	敷地外のインフラ整備	敷地内の配管敷設は事業者側の業務範囲と理解しますが、敷地外のインフラ整備は貴市側の業務範囲という認識でよろしいでしょうか。	原則として、引込口等の接続までの整備はSPCが負担し、それ以外の敷地外等のインフラ整備は市が負担することを想定しています。詳細は市との協議事項とします。
276	要求水準書 (案)	○			8	第2 3	放流先について	雨水を広域農道側へ放流することは可能でしょうか。	現放流先への排水を原則とし、広域農道への放流については、市との協議事項とします。
277	要求水準書 (案)	○			8	第2・2・(4)	測量等の実施	・資料1～資料3について、早い段階でご提示ください。	No.245をご参照ください。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
278	要求水準書(案)	○			8	第2・2・(5)	通路の拡張について	『小田原市開発事業に係る手続き及び基準に関する条例』24条(1)エに幅員6m以上の道路との接道が求められていますが、現況道路では幅員は満たされていないようです。P.8で『道路の拡幅は前提としない』とあり、p.12では『原則として小田原市開発事業に係る手続き及び基準に関する条例に準拠すること』とあります。接道に関してはこの条例に準拠する必要はないと考えて宜しいでしょうか。	No.248をご参照ください。
279	要求水準書(案)	○			8	第2・3・(1)	インフラへの接続について	計画地周辺のインフラ埋設状況(位置、管種、径、深さ)や敷地内への引き込みについて、資料をご教示ください。	No.249をご参照ください。
280	要求水準書(案)	○			8	第2, 3(3)	下水道(雨水)	調整池の設置は必要でしょうか。	小田原市雨水抑制施設設置基準をご参照ください。
281	要求水準書(案)	○			8	第2, 3(3)	下水道(雨水)	排水の流末はどこでしょうか。	No.249をご参照ください。
282	要求水準書(案)	○	—	—	9	第2 4(1)	工事監理について	工事監理の範囲をご教示下さい。 実施方針 P16 中段(3)ア⑤、要求水準P3(1)ア、(5)アより、造成、(本設)施設等、解体、仮設駐車場について工事監理が必要と考えれば宜しいでしょうか。 仮設待合室については工事監理の範囲に含まれますでしょうか。【質問】	施設整備に含まれる全ての業務を、工事監理の範囲の対象とします。
283	要求水準書(案)	○	—	—	9	第2_4	既存の地下オイルタンクについて	既存火葬炉用の地下オイルタンクが、既存待合棟の下に設置されているようですが、その資料(図面、仕様等)を開示していただけないでしょうか。また、オイルタンクの廃止や移設(設置)には相当の時間とコストがかかります。当該オイルタンクの利用期間や移設について、考え方や条件等をご教示願います。	No.14をご参照ください。 供用開始前までは既存のオイルタンクを引き続き利用することを想定していますが、事業者の提案に委ねます。
284	要求水準書(案)	○	—	—	9	第2_5	敷地境界線における見通し配慮について	敷地西側の諏訪原配水地敷地やその侵入道路からも、敷地内を見通せない配慮が必要でしょうか。	不要です。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
285	要求水準書 (案)	○			9	第2 4(2)	工事に伴う許認可等	工事に伴う許認可等の各種申請業務について、貴市の想定をご教示願います。	建築物、工作物等の確認申請の他、施設計画等に係る関係法令等によります。
286	要求水準書 (案)	○			9	第2 4(1)	作業日、作業時間	工事作業日、作業時間において制約条件はございますでしょうか。土日祝日、夜間施工も可能でしょうか。	特にありませんが、関係法令等に準拠し、周辺地域及び施設管理者との調整の結果等によります。
287	要求水準書 (案)	○			9	第2 4(3)	民有地の借地交渉	作業用地、資材置場、現場事務所用地等を目的として、事業者側での近傍民有地の借地交渉は可能でしょうか。	可能です。
288	要求水準書 (案)	○			9	第2 4(3)	危険物地下タンク	現「待合室棟」脇に埋設されている「危険物地下タンク」の規模、容量をご教示願います。	No.14をご参照ください。
289	要求水準書 (案)	○			9	第2 4(3)	既存電気室	既存電気室の移転は、事業者の判断に委ねると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
290	要求水準書 (案)	○			9	第2・4・(3)	工損調査について	「工事場所周辺及び工事車両が通過する沿道について～工損調査を実施すること。」とあります。工事車両は現進入道路の市道2438を走行することを想定しています。工損調査は市道2438で宜しいでしょうか。その先の市道0036まで含む場合は設定範囲についての考えがありますでしょうか。ご教示願います。	市道2438については必須としますが、市道0036については市との協議事項とします。
291	要求水準書 (案)	○			9	第2・5	配置計画 敷地境界線について	高い位置にあるため、隣接の山林側、配水池側からの見通し・見下ろしは避けることができません。「成人の目の高さから～」とありますが、敷地境界線とは具体的に農道側と考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
292	要求水準書(案)	○			9	第2, 6	造成工事要件	配水池沿いに擁壁を設置する場合、配水池側の土地の一部を造成協力地としてとりこむことは可能でしょうか。	不可能です。
293	要求水準書(案)	○			9	第2, 6	造成工事要件	農道側の既設石積擁壁について、安全上支障のないことで設計を進めてよろしいでしょうか。	No.251をご参照ください。
294	要求水準書(案)	○	—	—	10	第2_7(1)	施設設計の基本方針	建物規模は耐用年数中に予想されている火葬件数のピークに対応…とありますが、11項の表1_2040年(平成52年)の想定日最大件数の23件をピークと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
295	要求水準書(案)	○	—	—	10	第2 7(1)	施設設計の基本方針 要求される室について	告別室、収骨室、待合室等具体的室名について明示がありますが、後段に「スペースを確保」とありますので、機能が満たされれば、専用室を設けなくても良いと理解して宜しいでしょうか。【質問】	要求水準を満たす範囲で可能です。
296	要求水準書(案)	○	—	—	10	第2 7(1)	施設設計の基本方針 要求される規模等について	「各室の配置、規模等について民間事業者の提案」とありますので、公表されている「小田原市斎場整備に係る調査業務報告」の規模や室内内容には拘束されないと理解して宜しいでしょうか。【質問】	ご理解のとおりです。
297	要求水準書(案)	○	—	—	10	第2 7(1)	施設設計の基本方針 火葬炉について	「予備スペースの設置等」とありますが、火葬炉の増設配置可能なスペースと理解して宜しいでしょうか。またその設置は計画的な修繕更新が可能であれば、設置は義務ではないと理解して宜しいでしょうか。【質問】	9炉以上を設置していただければ予備スペースの設置は不要です。
298	要求水準書(案)	○	—	—	10	第2, 7(1)	告別室について	告別室について、収骨室を兼ねる配置とすることも可能との理解でよろしいでしょうか。	No.295をご参照ください。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
299	要求水準書(案)	○			10	第2_6	石積み擁壁	敷地東側の広域農道沿い、及び敷地北側の「既存石積み擁壁」について、当事業において新設、補強、化粧等を行うかどうかは、事業者側の判断に委ねられるという考えでよろしいでしょうか。安全性を判断をするにあたり、現擁壁の構造図及び検査済証等の開示は可能でしょうか。	No.251をご参照ください。なお、現擁壁の構造図及び検査済証等はありません。
300	要求水準書(案)	○			10	第2_6	濁水	濁水の排水水質基準がございましたらご教示願います。	市の基準はありません。市との協議事項とします。
301	要求水準書(案)	○	—	—	11	第2_7(1)	汚物炉について	汚物炉としての運用は配慮する必要があるでしょうか。必要な場合はその見込み件数をご教示願います。また、現斎場での汚物炉としての運用状況をご教示願います。	汚物炉としての運用を想定します。現状の汚物炉の運用は、平成25年度実績で18件です。
302	要求水準書(案)	○	—	—	11	第2_7(1)	施設整備に係る要求水準	会葬者が151人以上の例がありますが、最大何人までの会葬者に対応できることが期待されているでしょうか。その際にテントなどの利用による対応によることも可能でしょうか。	表2を踏まえ、過大にならない規模としてご提案ください。
303	要求水準書(案)	○	—	—	12	2、7(3)	施設規模、施設構成について	都市計画法第29条に基づく許可に係る形態制限の詳細をご教示ください。	原則として「市街化調整区域内の都市計画法第29条等に基づく許可に係る建築物の形態制限について」に則してください。
304	要求水準書(案)	○	—	—	12	第2_7(3)	施設規模、施設構成	原則として、本施設は市街化調整区域内の都市計画法第29条に基づく許可に係る建物の形態制限に準じ、建物高さを10m以内とする…とありますが、なお…から始まる文面以降の意図が読み切れませんでした。あくまでも市街化調整区域内の都市計画法第29条に基づく許可に係る建物の形態制限を条件としているのか、それとも別の条件付けを意図してのことでしょうか。後者の場合には再度その意図をご教示下さい。	No.303をご参照ください。
305	要求水準書(案)	○	—	—	12	第2_7(3)	施設規模、施設構成	…その敷地内に空地の面積の敷地面積に対する割合が10分の6以上となる空地を有し…とありますが、空地の定義をご教示下さい。	事業者の提案に委ねることとし、詳細は、市との協議事項とします。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
306	要求水準書(案)	○	—	—	12	第2_7(3)	施設規模、施設構成について	「規模は本事業を適切に実施できる内容」とあり、またP13「表4」について「(案)」とあり、特に本文から呼び出しがありません。P13「表4」は必ずしも整備が義務となる室ではなく、参考と理解するれば宜しいでしょうか。【質問】	ご理解のとおりです。
307	要求水準書(案)	○	—	—	12	第2_7(3)	高さ制限の解釈について	「原則として、本施設は(中略)高さを10m以内とする。なお、(中略)12mの高さまでとする。」とは、敷地の空地率が6/10以上であれば、12mの高さの建物まで計画できると解釈してよろしいのでしょうか。その際の、建物高さは、建築基準法での高さで解釈してよろしいでしょうか。	No.304をご参照ください。
308	要求水準書(案)	○			12	第1・7・(3)	建築物の高さについて	今回の計画(敷地面積9,153㎡)において、敷地内に空地の面積の敷地面積に対する割合が10分の6以上となる空地を有した場合には、建築物の高さは12mの高さまで計画出来ると考えて宜しいでしょうか。	No.304をご参照ください。
309	要求水準書(案)	○	—	—	13	第2_7(3)表4	施設の構成案	霊安室のご遺体保管数をご教示下さい。	遺体安置室は2室です。 平成25年度の利用実績は2件です。
310	要求水準書(案)	○	—	—	13	第2_7(3)表4	施設の構成案	売店(倉庫)の記載がありますが、専用の倉庫を併設した売店と解釈して宜しいでしょうか。また販売品に関し具体的なご要望があればご教示下さい。	事業者の提案に委ねます。
311	要求水準書(案)	○	—	—	13	第2_7(3)表4	施設の構成案	待合部門に喫煙室の記載がありありますが、軒下などの雨のかからない屋外に設置することも可能と考えて宜しいでしょうか。	要求水準書表4施設構成案はあくまで、構成案です。他の利用者に配慮した喫煙室の配置とし、詳細は事業者の提案に委ねます。
312	要求水準書(案)	○	—	—	13	第2_7(3)表4	施設の構成案	待合部門に配膳室の他に給湯室の記載がありありますが、何か特別な意味合いがあればご教示下さい。	要求水準書表4施設構成案はあくまで、構成案です。詳細は事業者の提案に委ねます。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
313	要求水準書 (案)	○	—	—	13	第2_7(3)表 4	施設の構成案	事務室に勤務される貴市職員数をご教示下さい。	市職員の事務室での勤務は想定していません。
314	要求水準書 (案)	○	—	—	13	第2_7(3)	施設規模、施設構成について	「表4 火葬部門」の「霊安室」について、具体的な使われ方のイメージをお示しください。 【質問】	小田原市斎場の使用手続きに関する要綱により、遺体安置室を使用できる時間は48時間です。利用実績等はNo.309をご参照ください。
315	要求水準書 (案)	○	—	—	13	第2、7(3)	霊安室について	保冷庫は何台設置されることを想定されているのでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
316	要求水準書 (案)	○	—	—	13	第2、7(3)	喫煙室について	喫煙室は屋外に設置してもよろしいでしょうか。	No.311をご参照ください。
317	要求水準書 (案)	○			13	第2_4(6)	施設規模について	「各室の配置、規模等については民間事業者提案とする」となっておりますが、施設の延床面積の上限、下限の想定はございますでしょうか。	延床面積の上限、下限の想定はありませんが、施設整備、維持管理の費用等も踏まえ、可能な限りコンパクトで効率的な施設となるよう、敷地に適した提案としてください。
318	要求水準書 (案)	○			13	第1・7・(3)	霊安室の使い方について	①表4 施設の構成案 に『霊安室』がありますが、予約受付の対象施設には入っておりません。葬祭業者等への貸し出しは行わない想定と考えますが、こういった使い方をするのかご教示ください。 ②遺体用冷蔵庫の要不要、必要な場合は設置数をご教示ください。	No.309をご参照ください。
319	要求水準書 (案)	○	—	—	14	第2_7(3)ウ	管理部門	防火水槽の整備がうたわれていますが、具体的な容量をご教示下さい。	防火水槽は、消防法関係規定等によるところですが、計画に際しては、消防所管との事前協議をお願いします。



No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
320	要求水準書 (案)	○	—	—	14	第2.7(3)ウ	管理部門	開業準備に十分な期間を確保すること…とあります。別項で示された平成29年12月から平成30年4月の約3か月が示されていますが、それ以外に何か特別に配慮すべき事項があればご教示下さい。	現時点では想定していません。
321	要求水準書 (案)	○	—	—	14	7(3)エ	外構部門	敷地内の配置・規模の計画において、隣接して地蔵菩薩像がございます。移設する場合、現在の管理者及び移設の手続き手順等についてご教示下さい。	現在の管理者は市です。移設等の必要性については事業者の判断に委ねますが、手続き等については、市との協議事項とします。
322	要求水準書 (案)	○	—	—	14	7(3)エ	③駐車場計画	駐車場は、小田原市墓地等の経営許可等に関する条例施行規則第10条に基づき炉数に8を乗じたを乗じた台数以上の計画とすることとありますが、斎場運營業務関係者及びマイクロバス、待合に係るケータリング等の民間業者用の駐車場を含んだ台数と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
323	要求水準書 (案)	○			14	7(3)エ	①配置計画	現斎場の火葬炉燃料の納入頻度及び使用量はどれくらいでしょうか。また、納入時のタンクローリーの大きさはどの程度大きさがご提示頂けないでしょうか。	現斎場のタンクは4t槽であり、2～3日に1度納入しています。平成25年度実績は次のとおりです。 (燃料(灯油)25万8,500ℓ)タンクローリーの大きさは、その時の納入量により変わります。
324	要求水準書 (案)	○			14	第2.7(3)ウ	管理部門	管理部門については、表4に示す施設構成等について民間事業者の提案となっておりますが、その他の部門においても、専ら民間事業者が使用する諸室については、提案により設置しないことは認められますでしょうか。また、部門や使用者によらず、複数の室をまとめるなどの提案は認められますでしょうか。	要求水準書を満たす範囲で可能です。
325	要求水準書 (案)	○			14	第2.7(3)ウ	管理部門	予約受付システムは、会葬者が直接予約できるシステムとする必要がありますでしょうか。	予約受付システムはSPC、葬祭業者、市が利用できるシステムを想定しています。
326	要求水準書 (案)	○			14	第2.7(3)ウ	管理部門	電話による予約の受け付けは、24時間対応する必要はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
327	要求水準書(案)	○	—	—	14	第2 7(3)ウ	管理部門、防火水槽について	「防火水槽」について、消防水利と理解して宜しいでしょうか。その場合、設置条件や容量についてお示しください。【質問】	防火水槽は消防水利の一部であり、具体については消防水利の基準、消防法関係規定等による場所ですが、計画に際しては、消防所管との事前協議をお願いします。
328	要求水準書(案)	○	—	—	14	第2、7(3)ウ	電話受付について	電話による予約の受付は、営業受付時間(8時30分～17時00分)のみとの理解でよろしいでしょうか。	営業受付時間(8時30分～17時00分)を基本として事業者の提案に委ねます。
329	要求水準書(案)	○	—	—	14	第2_7(3)ウ	防火槽の規定について	防火水槽に関する規定について、法規条例に基づくもの以上のものが求められる可能性はあるでしょうか。	No.319をご参照ください。
330	要求水準書(案)	○			14	第2・7・(3)ウ	管理部門調整池について	「雨水等を貯水する調整池等の整備」とありますが、調整池の設置義務はあるのでしょうか。造成工事を行い平場面積の増加に伴う雨水流出量を抑制する施設を作るとの理解で宜しいのでしょうか。また、具体的に準拠する基準及び条例をご教示ください。	小田原市開発事業に係る手続及び基準に関する条例によるところですが、計画に基づく担当所管への事前協議をお願いします。
331	要求水準書(案)	○	—	—	15	第2 7(3)エ	駐車場計画について	要求水準書P10において、「9基以上」となっております。計画炉数に係らず年間火葬需要に変動はありませんが、9基を超える炉数を計画した場合、炉数に応じて駐車台数を増やす必要がありますでしょうか。【質問】	炉数に応じて駐車台数を増やす必要があります。
332	要求水準書(案)	○	—	—	15	第2 7(3)エ	駐車場計画について	要求水準書P10において「予備スペースの設置等」とありますが、予備スペースは駐車台数算定上考慮する必要は無いと考えて宜しいでしょうか。【質問】	ご理解のとおりです。
333	要求水準書(案)	○	—	—	15	第2_7(3)エ	緑化率の算定基準について	「小田原市墓地等の経営許可等に関する条例」での緑地面積の詳細な算定基準をご教示ご教示願います。屋上緑化・壁面緑化についても同様に詳細な算定基準をご教示願います。	小田原市墓地等の経営の許可等に関する条例第15条及び同規則第9条をご参照ください。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
334	要求水準書 (案)	○			15	第2 7(3)エ	外構計画	配置計画、工事を行う上で、保存樹木や道路接道位置等で遵守すべき事項はございますでしょうか。	保存樹木はありません。接道は原則として現進入路とします。
335	要求水準書 (案)	○			15	第2 7(3)エ	外構計画	現「待合室棟」北側に、供養塔が建立されております。当事業に伴って移設する必要があるものについてご教示願います。	No.321をご参照ください。
336	要求水準書 (案)	○			15	第2 7(3)エ	駐車場台数	必要となる駐車場の台数は、職員用及びメンテナンス業者用、備品搬入車用等も含めての台数と考えてよろしいでしょうか。	No.322をご参照ください。
337	要求水準書 (案)	○			15	第2 7(3)エ	工事期間中の駐車場台数	工事期間中の場内での駐車台数について、最低設置すべき台数の貴市の想定がございましたらご教示願います。	身障者、現斎場の委託業者等の駐車台数を配慮のうえ、可能な限り多く設置してください。
338	要求水準書 (案)	○			15	第2 7(3)エ	運営開始後の駐車台数	運営開始後において要求水準を超える駐車台数が必要になった場合は、貴市のご負担で増設すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
339	要求水準書 (案)	○			15	第2 7(3)エ	駐輪場	駐輪場の設置について、事業者の判断に委ねるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
340	要求水準書 (案)	○	—	—	17	第2_8	事前調査業務	計画にあたっては市文化財課と事前協議を行うこと…とあります。スケジュールにも関わりますので、敷地の埋蔵文化財の有無の可能性について、貴市においてお分かりになる範囲で結構ですので、ご教示下さい。	現斎場敷地は、小田原市No.210遺跡に隣接するため、平成20年11月に現在の待合棟西側にて試掘調査をおこないましたが何も出土しておりません。なお、建物を建築する場所での新たな簡易調査を予定しています。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
341	要求水準書(案)	○	-	-	17	8	事前調査業務	市文化財課との事前協議とは、どの様なことを基に想定しているのでしょうか。	No.340をご参照ください。
342	要求水準書(案)	○	-	-	17	第2 7(4) イ	使用燃料について	既存火葬場における平成24年度の火葬燃料の使用量についてご教示下さい。【質問】	平成24年度の火葬燃料(白灯油)実績は、259kℓです。
343	要求水準書(案)	○	-	-	17	第2 8	事前調査業務について	「市文化財課と事前協議」とありますが、協議に応じて、遺跡等に関する試掘及び本調査が必要となる場合における遅延及び費用負担は、実施方針「別添資料2」地中障害物に該当すると理解して宜しいでしょうか。【質問】	ご理解のとおりです。
344	要求水準書(案)	○	-	-	17	第2_8	埋蔵文化財について	「計画にあたっては市文化財課と事前協議を行うこと。」とありますが、当計画地(現斎場)は、埋蔵文化財包蔵地に該当し、試掘等を実施しなければならない可能性があるのでしょうか。	No.340をご参照ください。
345	要求水準書(案)	○			17	第2 8	事前調査業務	調査範囲の想定がございましたらご教示願います。	施設配置計画によります。
346	要求水準書(案)	○			17	第2 9(2)	建築確認申請	「確認申請等」となっておりますが、計画通知でないという考えでよろしいでしょうか。また確認申請の場合、民間の指定確認検査機関に申請することは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。また、民間の指定確認検査機関に申請することは可能です。
347	要求水準書(案)	○			17	第2・8	事前調査業務	『計画にあたっては市文化財課と事前協議を行うこと。』とありますが、現段階で分かっている、埋蔵文化財等、保護等が必要なものはありますか。	No.340をご参照ください。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
348	要求水準書 (案)	○	—	—	18	第2_9(2)	地質調査等について	「必要に応じて地質調査等を行うこと。」とありますが、地質調査等を実施した結果、市の開示資料と異なっていたため設計変更を要することとなった場合、その調査費用、設計期間・工事期間の延長、工事費の増大については、市が負担していただけると理解してよろしいでしょうか。	市との協議事項とします。
349	要求水準書 (案)	○	—	—	18	第2_9(7)	業務の報告及び設計図書等の提出	基本設計及び実施設計の終了時、市に設計図書等を提出してから、承認を頂ける期間はどの程度見込めばよいでしょうか。ご教示願います。	良識的な期間で速やかに確認します。
350	要求水準書 (案)	○	—	—	19	2、9(7)ア	業務の報告及び設計図書等の提出について	基本設計終了時に地質調査報告書を提出することになっておりますが、地質調査の内容は事業者が事業の実現に必要なものをおこなうと考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
351	要求水準書 (案)	○	—	—	19	第2_9(7)	設計図書の提出について	解体工事計画は設計図書に含まれないと理解で宜しいでしょうか。【質問】	解体工事計画も含まれます。
352	要求水準書 (案)	○	—	—	19	第2_9(7)	設計図書の提出について	工事費概算書は既に契約価格が確定していますので、その後変更が生じなければ、契約内容を再提出するものとし、提案書以上の内訳は不要との理解で宜しいでしょうか。【質問】	市との協議事項とします。
353	要求水準書 (案)	○	—	—	19	第2_9(7)	設計図書の提出について	仮設待合室、仮設駐車場については定めがありませんが、図面・備品リストなど必要最小限の内容を提出するものとし、模型・パース・概要書・説明書・概算書・数量調書及び内訳書は不要との理解で宜しいでしょうか。【質問】	仮設待合室及び仮設駐車場に関する提出書類については必要最小限を想定していますが、詳細は市との協議事項とします。
354	要求水準書 (案)	○	—	—	20	第2_10(2)	業務期間	ただし、平成27年12月以降は、市と協議の上、準備(仮設)工事に着手することは可能…とあります。タイトなスケジュール管理のため、仮設待合棟を建設する場合や既存施設解体・撤去工事の着手時に必要な貴市の届出(例・仮使用申請等)の有無と手続の流れを、お分かりになる範囲で、ご教示下さい。	市と事前に協議してください。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
355	要求水準書 (案)	○	-	-	20	(4)	建設業務の実施体制	現斎場の運営事業者による定期的な連絡会議を開催し…との記載がありますがどの様なことを想定しているのでしょうか。	SPCの整備業務と、現斎場の運営事業者との連絡調整を想定しています。
356	要求水準書 (案)	○			20	第2・10・(3)	着工前の業務について	工事下請届については、着工前に全ての工種の請負(外注先)が決まっていない可能性もあります。よって、工事下請届については当該業務に係る請負契約締結予定日前までに通知するようにしていただきたいと考えます。	工事下請届は着工前の通知を原則としますが、その他の場合は市との協議事項とします。
357	要求水準書 (案)	○			21	第2・10・(5)	建設期間中の業務について	既存の電気室にPCB保管場所の表示がありました。PCBを含む機器が設置されているのでしょうか。仮にある場合は、解体後に敷地内で保管するようになると思いますが、新火葬棟にPCB保管庫を設置する必要があるのでしょうか。ご教示願います。	PCB保管庫で保管されているPCB以外のPCBは確認されていません。新斎場にはPCB保管庫を設置する必要はありません。
358	要求水準書 (案)	○	-	-	22	第2 11	仮設待合室の備品について	仮設待合室の備品はリース的考え方でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
359	要求水準書 (案)	○			22	第2,11	備品等整備業務	備品の所有権がSPCとなっていますが、貴市として頂けますでしょうか。BTO方式の本事業において、備品のみ所有権がSPCにあることの手続きの煩雑さ(金融機関による担保の設定)や契約終了(中途解約を含む)の取り扱いなどの観点から、建物と同様、竣工時に貴市に引き渡すことが望ましいと思慮します。	原文のとおりとします。
360	要求水準書 (案)	○			22	第2,11	備品等整備業務	備品の所有権はSPCとなっていますが、構成企業又は協力企業の所有やリースによる調達も認められますでしょうか。	募集要項公表時に示します。
361	要求水準書 (案)	○			22	第2,13(1)	業務の内容	仮設待合室は貴市が無償で借用するとありますが、整備に要する費用はサービス対価に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
362	要求水準書 (案)	○			22	第2,13(3)	仮設待合室等の施設整備要件	既存待合室から移設せず、かつ、仮設待合室での使用後に新施設に移設しない備品等を設置する(リースによる調達含む)ことも認められると考えて宜しいでしょうか。	No.358をご参照ください。
363	要求水準書 (案)	○			22	11	備品等整備業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「必要と考えられる備品等を提案し」とありますが、調達備品リストは公表されるのでしょうか。</li> <li>・「整備した備品等について備品台帳を作成し」とありますが、台帳書式は市の書式でおこないますか、もしくは事業者の提案でもよいのでしょうか。</li> <li>・「備品所有権は運営維持管理期間中はSPCが留保し」とありますが、備品整備業務はBOT事業になるのでしょうか。</li> <li>・備品の所有権は事業終了時に市に移転するものとありますが、移転時における引渡し条件はなんのでしょうか。(たとえばすべての備品を引き渡し一ヶ月前に総点検し劣化部品の交換もしくはキズ等補修、及びクリーニング等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・募集要項公表時に示します。</li> <li>・備品台帳の書式は事業者で作成してください。</li> <li>・備品の所有権は、運営維持期間中はSPCが留保し、事業終了時に市に移転するものとします。</li> <li>・募集要項公表時に示します。</li> </ul>
364	要求水準書 (案)	○	—	—	22	第2_12	工事監理業務	工事監理業務を行う者は、設計業務及び建設業務を行う者と同じではない…とありますが、設計業務と建設業務を兼ねて行う者(企業)が工事監理業務を行うことはできないと解釈すればよいのか、設計業務を行う者(企業)が工事監理業務を行うことはできないと解釈すればよいのか、ご教示下さい。後者の場合、設計業務を行う者と工事監理業務を行う者が同一企業内にあっても別個人であれば問題ないものと考えて宜しいでしょうか、ご教示下さい。	建設業務と工事監理業務を兼ねることが出来ません。
365	要求水準書 (案)	○	—	—	22	第2_12	工事監理業務について	工事監理の内容は、P22該当項以上の定めはなく、民間(旧四会)連合協定 建築設計・監理等業務委託契約書類等によりSPCと工事監理企業が結んだ契約にもとづくと考えて宜しいでしょうか。【質問】	ご理解のとおりです。
366	要求水準書 (案)	○	—	—	22	第2_12	工事監理業務について	「工事監理業務を行う者」「設計業務を行う者と同じではない」とありますが、工事監理を行う企業は設計企業と同一であることは制限されていないため、同じ担当者としないと考えれば宜しいでしょうか。【質問】	No.86を参照ください。
367	要求水準書 (案)	○	—	—	22	第2_13	仮設待合室等の設置業務について	リース調達その他、調達手法は提案者の裁量と考えて宜しいでしょうか。【質問】	No.358をご参照ください。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
368	要求水準書 (案)	○	-	-	22	第2、13(1)	仮設待合室の修繕について	仮設待合室について、市が無償で借用し、維持管理・運営を行うとありますが、その際、発生した修繕等の費用については、市の負担という理解でよろしいでしょうか。	事業者帰責であれば、修繕等の費用は事業者負担となります。それ以外は市の負担となります。
369	要求水準書 (案)	○	-	-	22	2-13(1)	業務の内容	仮設待合室は、SPCが設置した後、新斎場の供用開始までの間、市が無償借用し、維持管理・運営を実施するとありますが、現行施設の維持管理内容や運営体制については、募集要項の公表時までには開示はしていただけないという理解でよろしいでしょうか？	待合室の運営は事業者にて委託しています。従業員2～3名/日で、使用後の部屋の清掃、ごみの処理、茶器の接待等を行っています。他に、ワックスかけ2回/年、消防点検2回/年を専門業者に委託しています。
370	要求水準書 (案)		-	-	22	第2-11	備品等整備業務	要求水準を満たすために必要な備品の購入及び設置とありますがリース契約での備品調達は可能と考えてよろしいですか。	No.360をご参照ください。
371	要求水準書 (案)	○			22	第2 11	備品のリース調達	備品は、リースによる調達は可能でしょうか。	No.360をご参照ください。
372	要求水準書 (案)	○			22	第2 11	既存備品の新斎場での利用	仮設待合室に設置した備品を、新火葬場供用開始時に新火葬場に移動し設置することは可能という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
373	要求水準書 (案)	○			22	第2 12	設計業務と工事監理業務の兼任	設計業務のみを行う「設計企業」が、「工事監理企業」を兼ねることは参加資格要件に抵触しないと考えるとよろしいでしょうか。	No.86をご参照ください。
374	要求水準書 (案)	○			22	第2 12	工事監理業務	土木工事(造成工事)の工事監理について、建築工事と工事監理者を分けることは可能でしょうか。また、可能な場合、土木工事の工事監理者の資格基準はありますか？	建築工事と工事監理者を分けることは可能です。土木工事の工事監理者の資格基準は1級土木施工管理技士を想定しています。



No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
375	要求水準書(案)	○	—	—	22	第2 11	備品等整備業務	備品の所有権が事業終了時に、市が不要と判断したものであっても一律に市に所有権が移転すると考えてよろしいでしょうか。	事業契約書(案)に示します。
376	要求水準書(案)	○			22	第2・11	既存施設の備品について	既存施設(火葬棟も含む)で使用されている備品リストを参考としてご提示ください。	募集要項公表時に示します。
377	要求水準書(案)	○			22	第2・11	仮設待合室で利用する備品について	仮設待合室に設置する備品は、リース調達として宜しいでしょうか。	No.358をご参照ください。
378	要求水準書(案)	○	—	—	23	第2_13(3)	仮設待合室等の施設整備要件	既存待合棟の全部又は一部を残す場合…とありますが、待合棟の一部を残して使用できる構造安定性を証明する資料はありますか。あればご教示下さい。	構造計算書等既往資料はありません。
379	要求水準書(案)	○	—	—	23	13(3)	仮設待合室等の施設整備要件	既存待合棟から仮設待合室に備品を移設する場合、移設した備品の所有権は貴市であり、貴市からSPCが無償で借用するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
380	要求水準書(案)	○	—	—	23	13(3)	仮設待合室等の施設整備要件	既存待合棟から仮設待合室に備品を移設し、貴市からSPCが借用する場合、使用後の処分等は貴市により行われるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
381	要求水準書(案)	○	—	—	23	第2 13(3)	仮設待合室等の施設整備要件について	「既存待合棟と同等に機能」とありますが、既存待合室には余裕あるように伺えます。工事期間中の火葬運営に支障が無ければ、部屋数、施設面積等は提案と考えて宜しいでしょうか。【質問】	ご理解のとおりです。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
382	要求水準書 (案)	○	—	—	23	第2_13(3)	仮設待合室等の施設整備要件について	仮設待合室の備品等は、リースで調達してもよろしいでしょうか。	No.358をご参照ください。
383	要求水準書 (案)	○	—	—	23	第2_13(2)	仮設待合室等の配置計画について	『既存火葬棟への霊きゆう車及びマイクロバスでの横付け及び昇降に配慮した場所に設置すること』とありますが、現斎場においてマイクロバスは横付け停止ではなく、別途指定箇所で停止していると伺っております。仮設待合室等の配置においては、ご利用者の利便性に支障をきたさないよう配慮するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
384	要求水準書 (案)	○			23	第2_13(3)	仮設待合室建物高さ	仮設待合室の建物高さについては、12頁記載の規準に則るとの考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
385	要求水準書 (案)	○			23	第2・13・(2)	基本要件	『仮設待合室は、既存待合棟と同等の機能を有することを基本とする。…』とありますが、同じ機能を満たす設備があれば、部屋の数や大きさについては、既存火葬場の利用状況を踏まえた上で、事業者からの提案によるとの考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
386	要求水準書 (案)	○			23	第2・13・(2)	会葬者用通路について	「会葬者用の通路は、工事用通路と共有しない計画とすること。」とありますが、計画地へ進入路は1ヶ所であり、「出入口部分は除く」と理解して宜しいでしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
387	要求水準書 (案)	○	—	—	24	第2_14(2) ア	排ガス等検査について	<p>『SPCは、供用開始後、火葬炉の全排気系列について、自らの責任及び費用により排ガス等検査を実施し』とあります。また、同資料34頁第4_9(2)では『排ガス及び悪臭に関する性能試験は、排気1系統毎に運転時に実施することとし、測定対象の炉についてはその都度市と協議すること。騒音及び振動については、計画上の最大炉数運転時に実施すること』とあり、同資料45頁【別添資料】3(1)では『大気汚染に係る排ガス等検査は、供用開始後直ちに、全排気系列について実施し、翌年度以降は市が指定する1排気系列連続運転で2系列実施すること。また騒音及び振動に係る排ガス等検査は、竣工時の全炉運転時に実施すること』とあります。排ガス等の性能試験について、以下の考え方で宜しいでしょうか。</p> <p>○排ガス及び悪臭に関する性能試験について  (1)供用開始直後(初年度)  全排気系統を対象に実施  (2)翌年度以降  貴市との協議により決まる2排気系統が対象</p> <p>○騒音及び振動について  (1)供用開始直後(初年度)  全炉稼働時に実施  (2)翌年度以降  全炉稼働時に実施</p>	募集要項公表時に示します。
388	要求水準書 (案)	○	—	—	26	第2_15	登記について	<p>登記名義人は市であるとする、市が申請人となり登記するのではないのでしょうか。SPCは代理人として登記手続きを行うのでしょうか。</p>	登記名義人は市であり、SPCは代理人として登記手続きを実施してください。
389	要求水準書 (案)	○	—	—	26	第2_15	登記について	<p>必要な登記とは、表示登記のみで良いのか、所有権保存登記もおこなうのでしょうか。</p>	募集要項公表時に示します。
390	要求水準書 (案)	○			26	第2_15	登記の種類	<p>建物について必要な登記は、表示登記のみという理解でよろしいでしょうか。</p>	No.389をご参照ください。
391	要求水準書 (案)	○			26	第2_15	光熱水費の負担	<p>所有権移転済み部分における供用開始日の前日までの光熱水費の負担は、35ページの記載の実費精算ではなく、提案時点で確定するサービス対価として支払われるという理解でよろしいでしょうか。</p>	募集要項公表時に示します。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
392	要求水準書 (案)	○			26	第2 14(2) エ	計測地点	騒音基準の計測地点について、『敷地境界』は斎場敷地の境界線と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
393	要求水準書 (案)	○			26	第2 15	登記	必要な登記とは、表示登記及び保存登記でしょうか。	No.389をご参照ください。
394	要求水準書 (案)	○			26	第2 15	不動産取得税	不動産取得税の取扱いについて、ご教示願います。	不動産取得税は免除される想定です。 詳細は、募集要項公表時に示します。
395	要求水準書 (案)	○	—	—	27	第3 3	仮設駐車場について	移送サービスの1日の車両運行頻度については、入札公告の際にお示しされるところでしょうか	要求水準書表1を参考に、移送サービスの1日の車両運行頻度は、事業者の提案に委ねます。
396	要求水準書 (案)	○	-	-	27	1	仮設駐車場整備業務	仮設駐車場を環境事業センター内に整備することは必須なのでしょうか。	No.13をご参照ください。
397	要求水準書 (案)	○			27	第3,2	仮設駐車場整備業務にかかる事前協議	センターと事前に協議とありますが、ここでの事前とは提案書提出前であり、応募者が個別に協議するという理解でよろしいでしょうか。	設計段階での協議を想定しています。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
398	要求水準書 (案)	○	—	—	27	第3、3	仮設駐車場について	別途近隣に追加の仮設駐車場を整備した際、その仮設駐車場から斎場まで容易に歩ける場合は、移送サービスを除いてもよろしいでしょうか。	原則として、現斎場への移送サービスを実施してください。
399	要求水準書 (案)	○			27	1	仮駐車場の整備業務及び管理業務に関する要求水準について	環境センター内に設置されれる臨時駐車場の台数の設定はありますか。	現斎場の台数程度を想定してください。
400	要求水準書 (案)	○	—	—	27	3-2	仮設駐車場整備業務	配置、構造等の具体的な計画については、センターと事前に協議とありますが、当該協議はどのタイミングで実施するものと理解すればよろしいでしょうか？例えば事業提案書提出後の協議では、コスト算定が不可能と想定しますので、具体的な方向性をお示しいただきたい。	No.397をご参照ください。
401	要求水準書 (案)	○	—	—	27	第3_2	仮設駐車場の設置場所について	環境事業センター敷地内の仮設駐車場の設置場所について、何らかの条件(設置エリアの制限、指定等)があるでしょうか。	募集要項公表時に示します。
402	要求水準書 (案)	○	—	—	27	第3_2	仮設駐車場の設置及び利用期間について	環境事業センター側の事情(大規模修繕工事の実施等)により、仮設駐車場の整備または運営に、時間的制約がある場合、その期間や時間帯をご教示ください。	No.149をご参照ください。
403	要求水準書 (案)	○	—	—	27	第3_3	仮設駐車場管理業務について	「現斎場への移送サービス」について、詳細な業務内容(範囲)をご教示ください。	事業者の提案に委ねます。
404	要求水準書 (案)	○			27	第3_2	誘導員	誘導員の配置に関し、貴市の想定をご教示願います。	事業者の提案に委ねます。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
405	要求水準書 (案)	○			27	第3 2	インフラ整備	誘導員やバス運転手の控室を「環境事業センター」敷地内に置くことは可能でしょうか。また上水の引込や水洗トイレ、手洗い場等の排水管の引込は可能でしょうか。	市との協議事項とします。
406	要求水準書 (案)	○			27	第3 3	移送サービス	移送サービスについて、貴市のご要望、ないし制約条件はございますでしょうか。バスの規模、送迎頻度のご指導はありますでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
407	要求水準書 (案)	○			27	第3・2	仮設駐車場の地代について	用地は無償貸与と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
408	要求水準書 (案)	○			27	第3・2	仮設駐車場の整備台数	整備すべき駐車台数をご指示ください。	No.399をご参照ください。
409	要求水準書 (案)	○			27	第3・2	仮設駐車場の誘導員	『誘導員を配置すること』とありますが、標識等の配慮で充分安全が確保できた場合は不要と考えて宜しいでしょうか。	誘導員の設置を前提としますが、同等の対応については、事業者の提案に委ねます。
410	要求水準書 (案)	○	—	—	27	第3 仮設駐車場の整備業務及び管理業務に関する要求水準	2 仮設駐車場整備業務	駐車場は現在の32台(バス含む)分を下回らないスペースを最低確保するという解釈でよろしいでしょうか？ご教示ください	No.399をご参照ください。
411	要求水準書 (案)	○	—	—	28	第4_1	運営準備期間中の維持管理について	「SPCは、供用開始から事業期間終了までの間（中略）施設等の管理業務を行うこと。」とありますが、所有権移転(平成29年12月)から供用開始(平成30年4月)までの保存行為を含む維持管理は、市が行うという理解でよろしいのでしょうか。	所有権移転から供用開始までの維持管理についても、事業者が実施してください。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
412	要求水準書 (案)		—	—	28	第4-1	総則	維持管理業務の要求水準は現状と同様の水準と考えてよろしいでしょうか。参考に現在、常駐している各業務別従業員の配置時間及び人数、各種定期作業・点検の年間計画(年回数)をご教示ください。また、5月の募集要項公表時には今回の事業として具体的な管理水準(各業務の配置人数、配置時間、点検業務の回数等)が示されますか。	要求水準書に記載のとおりです。詳細は、事業者の提案に委ねます。
413	要求水準書 (案)	○	—	—	29	1	総則	神奈川県広域火葬協議会において、業務調整を年2回実施すること。と記載がありますが、どの様な調整を指しているのでしょうか。	協議会の名称について、「神奈川県広域火葬協議会」を「神奈川県火葬行政連絡協議会」に訂正します。 協議会は、火葬事業に対する課題・問題について協議・調査研究し、火葬行政の円滑な運営と火葬場間の協力関係の確立等を目的として県が設置しています。 会議へは市職員のみが出席し、その内容により、後日、市と事業者により業務調整を実施する予定です。
414	要求水準書 (案)	○	—	—	29	第4、1	総則	神奈川県広域火葬協議会について、業務調整を年2回実施することとありますが、具体的にはどのようなことを示しますか。	No.413をご参照ください。
415	要求水準書 (案)	○	—	—	29	第4 1	神奈川県広域火葬協議会について	『神奈川県広域火葬協議会において、業務調整を年2回実施すること』とありますが、『神奈川県広域火葬協議会』とはどのような方々で構成する団体でしょうか。また、『業務調整』とは具体的にどのようなものを指すのでしょうか。	No.413をご参照ください。
416	要求水準書 (案)	○			30	2	建築物保全業務について	現状の施設管理における、仕様書等の開示をしていただけませんかでしょうか。	火葬業務、斎場利用者雑役業務、電気施設保守点検業務、浄化槽保守点検業務の仕様書は開示します。募集要項公表時に示します。
417	要求水準書 (案)	○	—	—	30	第4-3	建築設備保全業務	電気設備、機械設備、消防設備等の設備機器は耐用年数が15年～20年程度と「建築保全」ではなっていますが更新費用(大規模修繕)今回の予算に含んで考えなければならないのでしょうか。ご教示ください。	大規模修繕(更新業務)は、本事業には含まれません。大規模修繕が発生しないよう維持管理を実施してください。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
418	要求水準書 (案)	○			31	第4.4	建築物・建築設備修繕・更新業務	修繕・更新の時期については、財政支出の平準化についても一定の配慮を行うものとありますが、サービス対価の支払いは、事業期間を通じ平準化したものではなく、修繕・更新の内容に応じて年度ごとにお支払い頂けるのでしょうか。	募集要項公表時に示します。
419	要求水準書 (案)	○			31	第4.5	清掃業務	待合室での飲食物の廃棄ゴミについては、原則会葬者又は葬祭業者の持ち帰りという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
420	要求水準書 (案)	○			31	5	清掃業務について	トイレトーパー、水石鹸、ゴミ袋などの消耗品の費用負担区分はどうなりますでしょうか。	事業者の負担とします。
421	要求水準書 (案)	○			31	第4 4	大規模修繕、更新	「火葬炉設備」の大規模修繕、更新業務は当事業に含まないとの解釈でよろしいでしょうか。	No.417をご参照ください。
422	要求水準書 (案)	○			31	第4 4	大規模修繕、更新	事業期間において、「火葬炉設備」の大規模修繕が発生した場合は貴市にて行われるとの解釈でよろしいでしょうか。	大規模修繕が発生しないよう維持管理を実施してください。
423	要求水準書 (案)	○			32	第4.7	警備業務	人員警備については、専任の警備員の常駐を求めるものではなく、他の業務従事者が定期的に施設を巡回すれば足りるという理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
424	要求水準書 (案)	○			32	6	植栽・外交維持管理業務について	植栽の種類は決定されてますか。	事業者の提案に委ねます。



No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
425	要求水準書 (案)	○	—	—	32	第4-7	警備業務	機械警備を基本として必要に応じて人員警備も組み合わせて実施とありますが、過去3年で有人警備を導入した実績とその目的を参考にご教示ください。	有人警備の実績はありません。有人警備は施設の監理及び金銭の授受等に対する警備を想定しています。
426	要求水準書 (案)	○	—	—	34	第4、10	備品台帳の提出について	建設期間中に設置・整備した備品の所有権は事業終了時に市に移転するとのことですが、予備品については所有権移転の対象外と考えてよろしいでしょうか？	募集要項公表時に示します。
427	要求水準書 (案)	○			34	10	備品等管理業務	・「備品について、備品台帳を作成し、備品の補充及び管理を確実に行う」とありますが、管理の意味は、点検・保全・修理・更新等を行うということですか。	ご理解のとおりです。
428	要求水準書 (案)	○	—	—	35	第4_12	太陽光発電等について	「太陽光発電等の自然エネルギーによる発電（中略）を検討すること。」とありますが、これを提案に盛り込むことは義務ではないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
429	要求水準書 (案)	○			35	第4,12	エネルギーマネジメント業務	太陽光発電については、発電容量等は民間事業者の提案によるという理解でよろしいでしょうか。	No.428をご参照ください。
430	要求水準書 (案)	○			35	第4,12	エネルギーマネジメント業務	太陽光発電について、検討の結果、経済合理性等の観点から、導入しないということも可能でしょうか。	No.428をご参照ください。
431	要求水準書 (案)	○			35	第4,12	エネルギーマネジメント業務	光熱水費の供給者との契約はSPCが行うこととなっていますが、災害時の優先供給等を考慮し、貴市が直接供給者と契約する形態として頂けますでしょうか。	原文のとおりとします。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
432	要求水準書 (案)	○			35	第4,12	エネルギーマネジメント 業務	自動販売機及び売店運営について、貴市への施設使用料等は必要でしょうか。必要であればその基準等をお示ください。	募集要項公表時に示します。
433	要求水準書 (案)	○			35	12	エネルギーマネー ジメント業務について	当施設で中央監視盤等の設置義務はありますか。	特にありません。
434	要求水準書 (案)	○			35	第4 12	太陽光発電	太陽光発電の為のソーラーパネルを新斎場建物に載せることは可能と考えてよろしいでしょうか。	可能です。
435	要求水準書 (案)	○			35	第4 12	光熱費	売店及び自動販売機運営に要するもの以外の光熱水費は市の負担とし、積極的に創エネ、蓄エネ、省エネに努めることとしていますが、事業提案時に具体的な方策・達成目標を提案させることを想定されておりますでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
436	要求水準書 (案)	○			35	第4・12	エネルギーマネジメント 業務	『斎場全体のエネルギー管理が実施可能なエネルギーマネジメントシステムの導入を検討すること』とありますが、「斎場全体のエネルギー管理」の項目、内容、手法については施設規模や配置要員、導入コスト、メリット・デメリット等を考慮の上、事業者の提案によるものとの理解で宜しいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
437	要求水準書 (案)	○			35	第4・12	エネルギーマネジメント 業務	『…検討すること』との表現が文末にあるものについては、メリットデメリット等を考慮したうえで採用するかどうかは事業者からの提案によるもの、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
438	要求水準書 (案)	○			35	第4・12	光熱水費	火葬件数等は事業者にはコントロールできないものであると同時に、20年間の光熱水費は政府方針やその他の要因により変動が大きく、事業者の考え方により大きく差がつくものであると考えます。楽観的な見積額により落札した事業者が後に貴市が実際負担するときに御迷惑をかける事のないようにするべきと考えます。 『…光熱水費はSPCが供給者と契約し、使用料の実質を市がSPCに支払うことを考えている』とありますが、光熱水費は実費を貴市が負担するとのお考えで、金額は入札額に含まないとの理解で宜しいでしょうか。	募集要項公表時に示します。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
439	要求水準書 (案)	○			36	第5,1	総則	保険については、別途募集要項等において貴市が付保を義務付ける保険を提示いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
440	要求水準書 (案)	○			36	第5,1	総則	一日当たりの火葬件数は、火葬需要を踏まえたうえで、SPCにて任意に設定可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
441	要求水準書 (案)	○	—	—	36	1.総則	1日当たりの火葬数は適切について	日毎の、時間当たりの火葬件数の年間統計が有りましたら、ご教示願えませんか。	表1をご参照ください。
442	要求水準書 (案)	○	—	—	36	第5,1	保険契約について	SPCは、施設等の運営に際して、労働災害保険、第三者損害賠償保険等の必要な保険に加入すると有りますが、各構成員及び各協力企業がそれらの保険に加入することで、リスクを排除することができれば、SPCでの加入は不要との理解でよろしいでしょうか。	SPCが加入すべき保険については、事業契約書(案)に示します。それ以外は、事業者の提案に委ねます。
443	要求水準書 (案)				36	1	総則について	現状勤務されている市職員は継続雇用を希望されますか。	現斎場には市職員は常駐しておりません。
444	要求水準書 (案)	○	—	—	36	第5 1	地元雇用	現在、当該施設で働いている方を雇用することが期待されていると考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
445	要求水準書 (案)	○	—	—	36	第5 1	市内調達	近くに施設管理者が市外の企業である小田原フラワーガーデンから花を調達することは市内からの調達にあると考えてよろしいでしょうか。	市内の企業からの調達に限ります。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
446	要求水準書 (案)	○	—	—	36	第5 1	路上駐車	あらかじめSPCが近傍地に駐車場を借りることはSPCの負担で可能でしょうか。	可能です。
447	要求水準書 (案)	○	—	—	36	第5 1	こころづけ	SPC職員等が受領を断った際であっても施設内に置いてしまった際は、SPCが逸失物法の施設占有者として行動すべきでしょうか。	ご理解のとおりです。
448	要求水準書 (案)	○			37	第5,2(3)	営業時間	営業受付時間とは、最初の火葬予約時間が8時30分からで、最後の火葬(収骨含む)の終了時間が17時00分という理解でよろしいでしょうか。	営業受付時間とは、最初の火葬予約時間が8時30分からで、最後の火葬(収骨含む)及び全ての営業の終了時間が17時00分を基本とします。
449	要求水準書 (案)	○	—	—	37	第5、3(1)	予約の受付について	営業受付時間から推測して、翌日の火葬予約は、当日の16時頃に締切るとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
450	要求水準書 (案)	○			37	2(2)	営業時間について	斎場の基本時間外の稼働はありますか。	大規模災害時以外は想定していません。
451	要求水準書 (案)	○	—	—	37	第5 2(2)	休業日について	確認になりますが、施設の開場日は、1月1日から1月3日及び友引日以外として、事業者により設定はできなとの理解で宜しいでしょうか。営業時間についても同様の見解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。需要動向が変化した場合は、市との協議事項とします。
452	要求水準書 (案)	○	—	—	37	第5 2(2)	休業日	運営期間内に社会意識が変わって、友引が気にならなくなるなどの事情の変化があったとしても休業を基本とすることは事業期間中は変更しなくてよろしいでしょうか。	需要動向にあわせて運用してください。需要動向が変化した場合は、市との協議事項とします。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
453	要求水準書 (案)	○	—	—	37	第5 2(3)	営業時間	大規模災害時を除いて、受付終了が17時であれば業務終了は19時過ぎとなり、ほとんどの業務従事者が法定労働時間を日常的に超過してしまうことになるが、人員配置等を含め労働条件は法に準拠してSPCで定めてよろしいでしょうか。	No.448を参照ください。
454	要求水準書 (案)	○	—	—	37	第5 2(4)	利用料金	構成市町以外からの火葬の際には構成市町民の場合より料金が高いことが想定されますが、火葬場の能力に余力がある場合には大規模災害時以外であっても受け入れたほうが市の収入は増加しますが、市はどのように考えられておりますでしょうか。	構成市町以外からの火葬については、火葬能力の範囲内で受け入れてください。
455	要求水準書 (案)	○			38	第5,5	会葬者受付業務(玄関業務)	現在、施設使用料は市役所等で納付していると理解していますが、新斎場においては、新斎場で徴収する方式に変更するのでしょうか。	募集要項公表時に示します。
456	要求水準書 (案)	○	—	—	38	第5、8	予約受付システムについて	予約受付システムは、事前に登録した葬祭業者のみが予約できる運用でよろしいでしょうか。	No.325をご参照ください。
457	要求水準書 (案)	○	—	—	38	第5、5	会葬者受付業務について	会葬者から埋火葬許可証・斎場使用申請書を受け取り、斎場使用許可証の発行と使用料の徴収を行うとのことですが、書式等は市が提供して下さるとの解釈でよろしいでしょうか。また、申請書を受け取った後の書類の流れはどのようにお考えでしょうか。	No.455をご参照ください。
458	要求水準書 (案)	○	—	—	38	第5 3(2)	運営	構成市町に箱根町が含まれることから、日本人以外を火葬する可能性もあると想定されますが、施設内情報は日本語以外の表記はどの程度必要と考えればよろしいでしょうか。	No.210をご参照ください。
459	要求水準書 (案)	○	—	—	39	第5 10	収骨業務について	葬家立会のもと、焼骨確認を行いますか。	現在は葬家立会の焼骨確認は行っておりませんが、必要に応じて対応してください。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
460	要求水準書(案)	○			39	第5,9	待合室提供業務	現在、炉前から待合室の誘導及び待合室から炉前・収骨スペースへの誘導は、葬祭業者が行っていると理解していますが、新斎場においては、SPCが誘導する方式に変更するのでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
461	要求水準書(案)	○	—	—	39	第5、9	喪主への焼骨確認について	火葬終了後、喪主のみを炉前に案内し、焼骨確認を行う事が必須との理解でよろしいでしょうか。	No.459をご参照ください。
462	要求水準書(案)	○	—	—	39	第5-7	炉前業務	特に集中日には適切な職員配置とありますが、過去3年の稼働が高い日及び理由を教えてください。	稼働が高い日及びは、休場日(友引・年始)明け及び冬季になります。理由は、休場日の翌日に火葬が持ち越されること、冬季は亡くられる方が増えることによります。
463	要求水準書(案)	○	—	—	39	第5 9	利用方法の説明について	『待合室で火葬終了の予定時刻及び館内の利用方法等について簡潔に説明を行うこと』とありますが、説明場所は事業提案内容により変更される可能性もございます。説明場所については事業者提案としても宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
464	要求水準書(案)	○	—	—	39	第5 9	給茶用具の貸出しについて	給茶用具については貸出しのみで、使用後の清掃については用具を利用された方が実施するとの理解で宜しいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
465	要求水準書(案)	○	—	—	39	第5 8	火葬炉運転業務	副葬品が想定されていますが、環境保全の観点から予め好ましくない物が入れられないようにする措置はSPCの判断で行ってよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
466	要求水準書(案)	○	—	—	40	第5、11	売店(自動販売機)運営業務について	「売上金はSPCに帰属する」とのことですが、SPCは売店(自動販売機)の運営業務を構成員又は協力企業に委託し、受託した当該構成員又は協力企業に直接売上金が帰属する運用としてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
467	要求水準書 (案)	○	—	—	40	第5 11	売店運営業務	売上金はSPCに帰属する、とありますが、SPCの中で売店運営を担う構成企業もしくは協力企業の売上収入となるとの主旨でよろしいでしょうか	No.466をご参照ください。
468	要求水準書 (案)	○	—	—	40	第5 11	売店運営業務	売店、自動販売機の運営にあたっては、市の定める行政財産目的外使用に係る料金の課金がありますか？	募集要項公表時に示します。
469	要求水準書 (案)	○	-	-	40	11	売店(自動販売機)運営業務	売店については、独立採算業務と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
470	要求水準書 (案)	○			40	第5,10	収骨業務	収骨時間の短縮化とは、どのようなことを想定していますでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
471	要求水準書 (案)	○	—	—	40	第5 11	売店(自動販売機)運営業務について	「販売方法は民間事業者提案」とありますので、自動販売機による販売や固定的な店舗スペースを設けないなど多様な販売方法を検討可能と理解して宜しいでしょうか。【質問】	利用者の利便性に配慮し、詳細は事業者の提案に委ねます。
472	要求水準書 (案)	○	—	—	40	第5 11	売店(自動販売機)運営業務	売店(自動販売機)運営業務の実施に関して、業務スペースに係る行政財産使用料は発生しますか。発生する場合、1㎡あたりの年間使用料金についてご教示下さい。	No.432を参照ください。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
473	要求水準書(案)	○			40	11	売店(自動販売機)運営業務について	売店運営は現状の運営のように人の配置による運営が望ましいでしょうか。	No.471を参照ください。
474	要求水準書(案)	○			40	11	売店(自動販売機)運営業務について	収益事業の範囲は市側で、どのようなものを考えておりますでしょうか。	売店(自動販売機)運営業務のみを想定しています。
475	要求水準書(案)	○	-	-	40	第5、11	売店(自動販売機)運営業務	現在、売店運営業務はNPO法人小田原市障害者福祉協議会にて運営されておりますが、小田原市との契約形態についてご教示願います。	委託契約を締結しています。
476	要求水準書(案)	○	-	-	40	第5、11	売店(自動販売機)運営業務	現在、売店運営業務はNPO法人小田原市障害者福祉協議会にて運営されておりますが、御法人が支払うような費用(場所代など)はございますでしょうか。	敷地内に車を駐車する費用です。
477	要求水準書(案)	○	-	-	40	第5、11	売店(自動販売機)運営業務	現在、売店運営業務はNPO法人小田原市障害者福祉協議会に運営されておりますが、新しく小田原市斎場を運営するにあたり、御法人と連帯する必要性はございますでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
478	要求水準書(案)	○	-	-	40	第5、11	売店(自動販売機)運営業務	現在、売店運営業務はNPO法人小田原市障害者福祉協議会により運営されておりますが、売店収入の取り扱いはどのようになっておりますか。	売店収入は福祉協議会に帰属しています。
479	要求水準書(案)	○	-	-	40	第5-11	売店(自動販売機)運営業務	飲料、菓子、その他会葬者が必要な物品の販売するコーナーを設けるとありますが、現在、売店ではどのような商品を販売しているか参考にご教示ください。	飲料及び菓子類になります。



No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
480	要求水準書(案)	○			40	第5 11	設置地代	売店及び自動販売機の設置地代は、無償との認識でよろしいでしょうか。	No.432をご参照ください。
481	要求水準書(案)	○			40	第5 11	飲食の提供	待合室での仕出し弁当の提供や出前の提供など、認められると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
482	要求水準書(案)	○			40	第5 11	自動販売機	現在、既存の売店業務を運営されている福祉団体がございますが、引き続き運営を委託するかは事業者の判断に委ねるという認識でよろしいでしょうか。	No.477をご参照ください。
483	要求水準書(案)	○			40	第5・11	売店(自動販売機)運営業務	自動販売機のみで運営してもよろしいでしょうか またその場合、貴市に対する賃料は無いものとの理解でよろしいでしょうか。 もし賃料等が設定される場合、具体的な金額、条件等をご提示くださいますようお願いいたします。	自動販売機のみでの運営は事業者の提案に委ねるが、詳細については募集要項公表時に示します。
484	要求水準書(案)	○			40	第5・11	売店(自動販売機)の売上金について	『売上金はSPCに帰属するものとする』とありますが、「パススルーの原則」により最終的に全て業務受託企業へ帰属させるスキームとする事は可能と考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
485	要求水準書(案)	○	-	-	41	第5、13	料金徴収代行業務について	当施設の使用料は会葬者より窓口において徴収するとありますが、火葬使用許可証の発行後現金にて回収するとの解釈でよろしいでしょうか。	募集要項公表時に示します。
486	要求水準書(案)	○	-	-	41	第5、13	料金徴収代行業務について	当施設の使用料は会葬者より窓口において徴収するとありますが、現金徴収できない場合は火葬しないとの解釈でよろしいでしょうか。	募集要項公表時に示します。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
487	要求水準書 (案)	○	—	—	41	第5-13	料金徴収代行業務	施設使用料について会葬者より窓口において徴収とありますが、必ず現金での使用料徴収と考えればよろしいですか。	募集要項公表時に示します。
488	要求水準書 (案)	○	—	—	41	第5 14 (1)	死産児及び肢体の一部、胞衣・汚物の受付・火葬について	肢体の一部、胞衣・汚物の火葬については、人体用の火葬炉で実施するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
489	要求水準書 (案)	○	—	—	41	第5 14 (1)	死産児及び肢体の一部、胞衣・汚物の受付・火葬について	直近3カ年における、肢体の一部、胞衣・汚物の火葬件数をご教示下さい。また、一定量を合同で火葬されているのであれば、火葬件数と受付件数の双方についてご教示下さい。	過去3年の臓器の火葬件数は次のとおりです。 平成23年 20件 平成24年 18件 平成25年 18件 一定量を合同で火葬することはありませんので、火葬件数と受付件数に相違はありません。
490	要求水準書 (案)	○	—	—	41	第5 14 (1)	死産児及び肢体の一部、胞衣・汚物の受付・火葬について	肢体の一部、胞衣・汚物の火葬について、主なご利用者をご教示下さい。	個人になります。
491	要求水準書 (案)	○			41	第5 13	払い込み頻度	代行収納した使用料に関し、貴市指定の金融機関への払い込みの頻度についてご教示願います。	金融機関への払い込みの頻度は市との協議事項とします。
492	要求水準書 (案)	○	—	—	42	第6_2	既存火葬炉の燃料消費量について	既存火葬炉における現状の燃料消費データ(日平均使用量等)を開示していただけないでしょうか。	平成25年度の燃料消費データは次のとおりです。 使用量 258.5kℓ 火葬件数 3,524件 稼働日数 303日
493	要求水準書 (案)	○	—	—	42	第6_3	現斎場の解体業務	…現斎場の竣工図書及び市が実施したアスベスト調査結果…とありますが、解体スケジュールにも関わる内容ですので、ご公表をお願いします。	現斎場の竣工図書はありませんが、現存する設計図面は募集要項時に示します。 アスベスト調査に関しては、No.216を参照ください。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
494	要求水準書 (案)	○	-	-	42	3	ダイオキシン類の拡散防止について	ダイオキシン類の調査及び分析について、既存火葬炉の稼働停止後の調査・分析となり、その結果報告、計画書承諾、解体開始まで、長い期間を要することが想定され、実施方針に記載の本事業に関する主要スケジュールが不足するかと考えられますが、それらに係る基本方針や事前協議資料、事業提案のための前提条件があればお示し下さい。	ダイオキシンに関しては、資料4をご参照ください。
495	要求水準書 (案)	○			42	第6.3	現斎場の解体業務	解体に伴うダイオキシン類の等調査を実施されていれば、その結果をお示しください。実施されておらず、SPCにて実施するとする場合、調査結果により除去費用等が大きく変動することが想定され、事前に見込むことは困難であるため、増加費用は貴市負担として頂けますでしょうか。	ダイオキシンに関しては、資料4をご参照ください。増加費用等については市との協議事項とします。
496	要求水準書 (案)	○	-	-	42	第6.2	現斎場の概要	既存の待合棟裏に石像がありますが、一般の方の参拝の有無、由来、今後の扱い等についてご教示下さい。【質問】	一般の方の参拝はありません。取り扱いに関しては、No.321をご参照ください。
497	要求水準書 (案)	○	-	-	42	第6.3	アスベスト調査結果項目について	現斎場の竣工図書及び市が実施したアスベスト調査結果には、設備保温材、ダクトパッキン等までの結果があるのでしょうか。	No.216をご参照ください。
498	要求水準書 (案)	○			42	第6	供養塔について	火葬棟の西側に、供養塔と思われる仏像がありました。新火葬場の計画に伴い敷地内の別の場所に移設して宜しいでしょうか。その他、扱い方についてご教示ください。	No.321をご参照ください。
499	要求水準書 (案)	○			42	第6.3	アスベストの使用について	アスベスト調査結果は募集要項公表時にご提示いただけたらと考えて宜しいでしょうか。	No.216をご参照ください。
500	要求水準書 (案)	○	-	-	45	第3 (1)	排ガス等検査	【翌年度以降は市が指定する1排気系列連続運転で2系列実施すること】とありますが、これは同じ系列の中で(例えば、1号炉と2号炉のように)隣接する炉を連続して運転し、それを2回連続測定をするという解釈でしょうか？この点について、ご教示下さい。	「1排気系列連続運転」を削除し、「市が指定する方法で実施すること」に修正します。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
501	要求水準書 (案)	○	—	—	45	3.排ガス等 検査及び保 証事項	(1)排ガス等検査について	SPCは、排ガス等検査によって公害防止基準を上回る・・・の文章において、24ページ(1)基本要件に記載されている停止基準値との整合性はどうか、ご教示下さい。	公害防止基準値と停止基準値の関係は次の式です。 公害防止基準値 $\geq$ 停止基準値 停止基準値とは、監視対象の計測値等がその基準を上回った場合に施設の操業を停止させ、原因究明や改善に向けた行動を始める停止状態に移行する判断基準であり、事業者の提案に委ねます。
502	要求水準書 (案)	—	○	—	45	3(1)	排ガス等検査について	『SPCは、着工前、竣工時及び施設供用開始後は各年1回、次の条件で排ガス等検査を行い』とありますが、着工前につきましては火葬炉設備未設置の為、火葬炉の排ガス等検査は実施できません。排ガス等検査は竣工時から実施するとの理解で宜しいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
503	要求水準書 (案)	○	—	—	46	4	火葬炉設備の要件詳細 と建築工事における設 備・電気の仕様について	火葬炉設備の要件詳細 4.機械設備工事仕様ならびに10.電気計装工事仕様(2)電気設備については火葬炉設備について該当し、建築工事における電気、設備については該当しないとの考えで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
504	要求水準書 (案)	○	—	—	52	別表1	計装制御一覧について	【ガス圧】・【ガス緊急遮断(各炉)】等のガスの記述は火葬炉燃料を灯油とする場合、灯油使用を前提に読み替えるとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
505	要求水準書 (案)	○	—	—	52	(4)その他	別紙1計装一覧表について	表中のガスは、灯油と読みかえて良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
506	要求水準書 (案)	○	—	—	52	(4)その他	別紙1計装一覧表について	炉内構造移動とは、どの様な装置でしょうか。	「炉内台車移動」の誤りです。ご指摘を踏まえ修正します。
507	要求水準書 (案)	—	○	—	52	別表1	計装制御一覧について	別表1の記載内容を参考として、提案者独自の仕様としても宜しいでしょうか。	別表1の記載内容を参考し、要求水準を満たすよう、事業者の提案に委ねます。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
508	要求水準書 (案)	○	—	—	—	資料一覧	早期の追加資料公表について	<p>募集期間が5月の募集要項等公表、7月の提出とタイトなため、十分な検討期間が確保できないと危惧しており、募集期間を待たず、出来る限りの資料の公表をお願いします。早期の資料公表が出来ない場合であっても、どの様な資料がどの段階で公表される予定か、予め明示頂けないでしょうか。</p> <p>【意見】</p> <p>【早々の公表を要望する資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・様式集(案)</li> <li>・既存施設の現況図面(設備図、造成図等含む/図面と現況が異なることが明らかな場合、異なる部位の明示共)</li> <li>・その他、募集段階で公表予定の資料(案)</li> </ul>	募集要項公表時に示します。
509	要求水準書 (案)	○	—	—	—	資料一覧	資料の貸与について	<p>敷地図などは、現在閲覧のみとなっていますが、提案の正確性・公平性を期するため、CADデータ等を希望登録者に可能な限り早い段階で貸与願えないでしょうか。</p> <p>【意見】</p> <p>【貸与を要望する資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資料1 測量調査(平面図・横断図はCADデータ)</li> <li>資料2 地質調査</li> <li>資料5 環境事業センター図面(CADデータ)</li> </ul>	資料5はありません。資料1及び資料2については、募集要項公表時に示します。
510	要求水準書 (案)	○	—	—	—	資料一覧	追加資料の要望について	<p>アスベスト、PCB、ダイオキシン(建物及び設備)について、有無及び程度について資料をお示しください。また資料のご提示が困難な場合、提案各グループ公平となる見積条件をお示しください。</p> <p>【質問】</p>	アスベストについては、No.216をご参照ください。PCBについては、No.357をご参照ください。ダイオキシンについては、資料4をご参照ください。
511	要求水準書 (案)	○	—	—	—	○資料一覧	資料の配布について	『上記資料は環境政策課窓口にて配架予定である』とありますが、配架予定日時はいつ頃となるでしょうか。	すでに配架しています。
512	要求水準書 (案)	○	—	—	目次	資料一覧	既存建物の図面について	既存建物の図面を開示していただけないでしょうか。また、その開示時期はいつ頃になるでしょうか。	No.215をご参照ください。

No.	資料名	本編	別紙資料	別紙様式	頁	項目	タイトル	質問・意見内容	回答
513	要求水準書 (案)	○	—	—	目次	資料一覧	既存建物の図面がない場合の措置について(意見)	建物解体工事を見積もる上で十分な既存建物の図面がない場合または開示していただけない場合には、建物解体工事に関する統一した条件を提示していただくか、または当該工事を本事業から外し、別途発注としていただくことを希望します。	No.215をご参照ください。既存建物と図面との違いが発生した際には、市との協議事項とします。
514	要求水準書 (案)	○	—	—	目次	資料一覧	既存インフラ関係の資料について	既存インフラ関係の資料(屋外給水埋設配管図、屋外排水(汚水雑排水・浄化槽処理水・雨水)埋設配管図、電気設備図等)を開示していただけないでしょうか。また、その開示時期はいつ頃になるでしょうか。	募集要項公表時に示します。
515	要求水準書 (案)	○	—	—	目次	資料一覧	既存インフラ関係の資料がない場合の措置について(意見)	インフラ撤去工事を見積もる上で十分な既存インフラ関係の資料がない場合または開示していただけない場合には、インフラ撤去工事に関する統一した条件を提示していただくか、または当該工事を本事業から外し、別途発注としていただくことを希望します。	募集要項公表時に示します。